

令和元年

# 建設委員会会議録

とき 令和元年7月1日

品川区議会

令和元年 品川区議会建設委員会

日 時 令和元年 7 月 1 日 ( 月 ) 午前 10 時 00 分 ~ 午後 2 時 58 分  
場 所 品川区議会 議会棟 6 階 第 1 委員会室

出席委員 委員長 あくつ 広 王 君 副委員長 高 橋 伸 明 君  
委員 大 沢 真 一 君 委員 石 田 秀 男 君  
委員 たけうち 忍 君 委員 安 藤 たい作 君  
委員 吉 田 ゆみこ 君 委員 松本 ときひろ 君

出席説明員 中 村 都 市 環 境 部 長 鈴木 都 市 計 画 課 長  
森 住 宅 課 長 高 梨 木 密 整 備 推 進 課 長  
稲 田 都 市 開 発 課 長 東 野 ま ち づ くり 立 体 化 担 当 課 長  
長 尾 建 築 課 長 小 林 環 境 課 長  
工 藤 品 川 区 清 掃 事 務 所 長 藤 田 防 災 ま ち づ くり 部 長  
曾 田 災 害 対 策 担 当 部 長 今 井 土 木 管 理 課 長  
兼 危 機 管 理 担 当 部 長  
古 郡 交 通 安 全 担 当 課 長 多 並 道 路 課 長  
兼 用 地 担 当 課 長  
溝 口 公 園 課 長 松 本 河 川 下 水 道 課 長  
中 島 防 災 課 長 大 森 災 害 対 策 担 当 課 長

○午前10時00分開会

○あくつ委員長

ただいまから、建設委員会を開会いたします。

本日は、お手元に配付してございます審査・調査予定表のとおり、議案審査、請願・陳情審査、報告事項およびその他を予定しております。

なお、総務委員会での契約議案の審査のため、河川下水道課長、防災課長は冒頭より離席しております。あらかじめご了承願います。

本日も効率的な委員会運営にご協力をよろしくお願いいたします。

---

1 議案審査

- (1) 第52号議案 品川区地区計画等の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例

○あくつ委員長

初めに、予定表1の議案審査を行います。

まず、(1)第52号議案 品川区地区計画等の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例を議題に供します。

本件につきまして、理事者よりご説明願います。

○長尾建築課長

私からは、第52号議案 品川区地区計画等の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例について説明いたします。

配付資料の1枚目をご覧ください。

1の改正理由ですが、平成31年3月6日に都市計画決定された戸越六丁目東地区地区計画に定める建築制限を、建築確認申請時の審査対象となるよう本条例に位置付け、建築制限の実現性を担保するためです。

2の地区の位置および改正内容については次のページ、資料右上に資料1と書かれたもので説明いたします。資料1の左上の地図をご覧ください。

地区の位置は、黒い太い線で枠囲みされている範囲、約4.5ヘクタールとなっております。本地区計画では、地図の右側にある凡例、地区の区分のとおり、5つの地区に区分されております。今回の条例改正で具体的な建築制限が定められるのは、そのうちA地区からD地区までの4地区になります。

次に、改正の内容です。資料右側に今回条例化する3つの建築制限の説明がございますので、ご覧ください。1つ目は建築物等の用途の制限です。A地区からD地区まで共通の制限として、風営法に規定されている店舗型性風俗特殊営業の用に供する建築物は、建築してはならないとしております。さらにB、C、D地区では、資料右側の地図において緑色の点線で示された建築物の用途を制限する道路沿いのにぎわい誘導のため、店舗その他これらに類する用途以外に供する建築物は建築してはならないとしております。ただし、住宅や事務所に付帯する玄関などの共用部分は対象外です。また、60㎡未満の土地や、現に1階部分が店舗その他これらに類する用途以外で使用されている土地で建築する場合も、対象外となります。2つ目は敷地面積の最低限度です。これは、A地区からD地区まで共通の制限として、敷地の細分化による住宅の密集化を防ぐため、敷地面積の最低限度を60㎡とするとしております。ただし、現に建築物の敷地として使用されている60㎡未満の土地や、公共施設整備により60㎡未満

となった土地を全て使って建て替える場合などは適用されません。3つ目は垣又は柵の構造の制限です。これはA地区からD地区まで共通の制限として、道路沿いのブロック塀などを制限するものです。ただし、生け垣や透視可能なフェンスなどは設置可能です。

それでは、資料1枚目にお戻りいただけますでしょうか。

3の新旧対照表として、資料2を添付しております。

また、4の施行期日については、公布の日からとしております。

説明は以上です。

#### ○あくつ委員長

説明が終わりました。

本件に関しまして、ご質疑等がございましたら、ご発言願います。

#### ○安藤委員

2点あるのですが、まず改めて今回のこの地区計画等の制限を変えるということの目的です。この地域の防災性なのか、それとも商店街のにぎわいなのか、そこについてのご説明を改めていただきたいということが1点です。

それと、これは補助29号線の整備を前提にした、それに伴った条例の改正だと思うのですが、その沿道30mの容積率や高さ制限といったものは、今回あるのでしょうか。伺います。

#### ○東野まちづくり立体化担当課長

まず目的でございます。こちらの戸越六丁目東地区地区計画の目的といたしましては、災害に強い安全な市街地の形成と、商店街のにぎわいを維持した地域生活拠点にふさわしい市街地の形成を図るということを目的としてございます。

それから、補助29号線の整備を前提とした30mの範囲の容積率ということなのですが、地区計画におきましては、特に容積率ということを決めるものではございません。こちらは、昨年説明させていただきました都市計画案の説明会、そちらでも委員のほうにご説明させていただいたと思うのですが、そちらの都市計画の変更という中で容積率の変更等を定めているものでございます。

#### ○安藤委員

災害に強いということと、商店街への、支援というお話でしたけれども、この災害に強いという点では、今回こうした地区計画の変更を含めて、この地域に道路を通してその沿道に幅30m範囲で高い建物を建てて、延焼遮断帯を形成していくということが目的だと思うのですが、幾つかその点で、災害に強いまちづくりということが目的ということでしたのでお伺いいたします。この沿道に延焼遮断帯を形成していくということで、延焼被害がゼロになるということを繰り返して説明されておりますが、その根拠として幅員20m、沿道30m範囲に高さ7m以上の燃えにくい耐火建築物があることで火災の延焼被害ほぼゼロというような、阪神・淡路大震災で得られたデータがあると説明がこれまでされております。このデータですが、風速何mでのデータなのか伺いたいと思います。

それと、改めて木密地域不燃化10年プロジェクトの目標なのですが、対象となる地域内の不燃化率、何%を目指すものなのか伺いたいと思います。現在この地域では、災害に強いまちづくりということでしたけれども、何%台になっているのかも伺いたいと思います。

#### ○鈴木都市計画課長

延焼遮断帯の形成ということでのご質問でございますが、これまで阪神・淡路大震災等の大きな災害における火災の延焼の実態等を踏まえて、国のほうが一定程度の知見、あるいは報告書を示してござい

ます。ちょっと今、手元のほうにはデータございませんが、その中で、やはり一定特定整備路線、20mプラス沿道の用途、容積率の見直しによる延焼遮断帯の形成で、当然ながらエリア全体の耐震化や不燃化、そうしたもののセットになります。非常に燃えにくいまち、燃え広がらないまちが市街地として形成されているというところが根拠として示されていて、それに基づいて東京都が防災都市づくり推進計画、あるいは不燃化特区等の中で、全体の計画の中で位置づけながら行っているというものでございます。

#### ○高梨木密整備推進課長

補助29号線沿道、当該地区を含めまして、現在都市防災不燃化促進事業というものを沿道、都市計画道路計画線から30mの範囲内に導入して、火災に強い延焼遮断帯となる建物の建て替えに対して助成をしているところでございます。その条件といたしまして、建物の最低限高度7mであるとか、防火地域指定をして火事、火災に強い建物を建てていただくための指定等は、国等の指針に基づいて、それに従った形で都市計画の決定をし、そういった建物を建ててもらおうといったもので、補助29号線沿道だけにとどまらず、過去は林試の森周辺、現在は戸越公園一帯等、広域避難場所周辺を含んだ延焼遮断帯の形成、火災に強いまちづくりの必要なところに本事業を入れて進めているものでございます。

それと木密地域不燃化10年プロジェクトの目標といったところなのですが、令和2年度末までに不燃領域率70%の達成という目標のもと、現在、残り2年弱となりましたが、鋭意目標達成に向けて進めているところでございます。当該地区を含む補助29号線沿道地区の現在の最新の不燃領域率は、平成30年度末時点で48.2%という数字となっております。

#### ○安藤委員

今回、補助29号線によって大きく商店街が削りとられるというところで、そういったこともあって、さまざまなこういった追加で変更ということもあると思うのですけれども、先ほどの風の問題ですが、この阪神・淡路大震災で得られているデータというものを繰り返し引き合いに出されているのですけれども、このデータというものは無風状態であったと、国の資料でもただし書きで書いているのです。無風状態でないと、ある意味100%延焼を防ぐことはできないということなのです。それと南北に走る道路をつくるということですので、南北の風では効果がないということで、しかも東京では、これも繰り返し紹介してはいますが、東京管区気象台の風配図というものがあまして、若干前のデータですが、2008年から2010年では、東西の風というものはゼロ%で、羽田新飛行ルートの問題もありまして、南北の風、南風時と北風時という話もありますけれども、ほとんど東京というのは南北に風が吹いているわけです。そこに南北に走る道路をつくって延焼遮断帯というのは、非常に延焼遮断帯としての効果を発揮する上でも大変条件に限られるというような中で、いろいろ火災も発生しました、あるいは飛び火もありました。150mも飛びまして、軽々と延焼遮断の道路を飛び越えるということも想像されますし、防災のためだということで進められておりますが、私は防災にも役に立たないし、それを口実にしているだけだと言わざるを得ないと思います。ましてやこうした道路整備のために商店街が削られると。一方で、商店街の一定のにぎわいを維持するために、このようなルール変更をするわけですが、やはり私はこうしたことでやるというよりも、補助29号線そのものを廃止する、そういう変更こそ品川区はやるべきではないかと思えます。

最後お伺いしますが、この店舗を一定にぎわい誘導のために入れるというルールですけれども、何といたのでしょうか、これのにぎわいというものは維持できるのですか。にぎわいそのものを、商店街を削り取る道路計画そのものを見直すほうが、私は商店街の支援のためには必要なことではないかと思いま

すが、その辺についての見解を伺いたいと思います。

#### ○東野まちづくり立体化担当課長

店舗のにぎわいについてのご質問でございます。こちらにつきましては、地区の皆様方とこれまで話し合いを続けてきた中で、こういった一階部分を店舗その他これらに類する用途にするという制限が必要ではないかというところをつくった計画でございます。商店街のにぎわいの継続のために必要な計画だと考えてございます。

#### ○安藤委員

ぜひ、何と申しますか、商店街そのものに大きな打撃を与える事業そのものを見直すべきだと私は思います。

先ほど不燃化領域率の現状がありましたけれども、70%を目指しているということで、この70%という数値が何なのかという、70%の不燃化領域を達成すれば、延焼の可能性はゼロになるのです。ですから私は、今区が進めている道路整備ではなく、この不燃化領域率70%を目指していくためには、解体や建て替え費用を助成する不燃化特区支援、そのようなことを促進して、不燃化領域を上げることで70%を目指し、そして延焼を防ぐというようなことが最も合理的な防災まちづくりではないかという意見を述べさせていただきたいと思います。

#### ○あくつ委員長

ほかにございますでしょうか。

#### ○たけうち委員

3点ほどお聞きします。

まず、店舗その他これらに類する用途というようにあるのですけれども、その具体的な内容について教えていただきたいということと、それから既に二葉町や豊町など、ほかの地域でもこの60㎡未満、今回と同じような基準が導入されていると思うのですが、そこでの現況、特に何か知らなくてトラブルが起きたとか、苦情とか、また不動産の方たちも当然これを知っていらっしやらないと、なかなか商売にならないと思うのですが、その辺の状況などを教えてください。

#### ○東野まちづくり立体化担当課長

まず、店舗その他これらに類する用途という範囲でございます。店舗の規定でございます。通常の日用品の販売や百貨店、マーケット、飲食店、それらのものを店舗というように言っております。その他これらに類する用途としましては例えばボーリング場であったり、マージャン店であったり、カラオケボックスであったり、それから劇場、映画館、保育所、公衆浴場、診療所等がこれらに類する用途として、法的に定められているものでございます。

#### ○高梨木密整備推進課長

最低敷地面積を都市計画で定めた地区の状況でございますが、確かに地区計画で定めた当初は、自分の土地がもう分けられないであるとか、例えば業者のほうから詳しい説明を求める声というものが上がったのですが、やはり住んでいる皆様方でつくったルールであるということと、これ以上の細分化を防ぐという地区の要望があるといったことを丁寧にご説明をさせていただいております。その結果、トラブルというレベルまで発展する案件というものは現在のところはなく、皆さんにご理解とご協力をいただいている、そういう状況でございます。

#### ○たけうち委員

わかりました。店舗その他これらに類する用途というところなのですから、そうしますと、この

BからD地区においては、今言ったように1階を店舗、もしくは先ほど言ったボーリング場や映画館、そういったものにしなければならないということになるのかなと思うのですが、これは今現在店舗等をやっているところということですか。それとも今は住宅なのだけでも、これから建て替えたときに店舗とか、そういうことではないのかということをお伺いしたいと思います。

**○東野まちづくり立体化担当課長**

委員がおっしゃられるように、現在住宅で商店街の沿道のところにつきましては、建て替えの場合は適用となりません。現在店舗であるところが、これからも店舗としてにぎわいを維持していけるような形での地区計画となっております。

**○たけうち委員**

わかりました。

**○あくつ委員長**

ほかにございますでしょうか。

**○吉田委員**

今、たけうち委員と同じようなことを伺いたかったのですが、にぎわい誘導のためとありますが、その誘導というのは今現在どのように考えているのかなと思って伺いたかったのです。要は、今とてもにぎわっているところが、この道路をつくったりすることによって分断されてしまうおそれがある、それを何とか維持したいというような感じなのか、それとも、別のところからにぎわっているものをこちらのほうににぎわいを誘導しましょうというようなことなのか、その辺のことを伺いたいと思います。

**○東野まちづくり立体化担当課長**

こちら戸越公園駅南口の商店街というところになりまして、現在もイベント等でのにぎわいが持続されているような地域でございます。よそからにぎわいを持ってくるということではございませんで、こちらの商店街が今後とも維持していけるようにというような地区計画でございます。

**○吉田委員**

生活者ネットワークにも、お店の方というよりも地域で暮らしている方たちから、この補助29号線のことと、それから戸越公園駅周辺の大きな再開発で、大きなビルが建ってしまうということについての不安の声がたくさん届いております。商店街としては、再開発があつてここが分断されてしまうことによって、何とか商店街の維持というようなことで政策として、このようなにぎわいを維持しようというようなことだと思うのですが、例えばそのような地域の方たちからのご意見、いくら政策的にこの辺でのにぎわいをと思つても、暮らしている人たちにとってそこが使いにくかったら、結局はにぎわわないかなと思うのです。その辺のご意見を聞いたりとか、そのようなことはこれまでどのくらいなさっているのでしょうか。伺いたいと思います。

**○東野まちづくり立体化担当課長**

この地区計画策定までの間に、実は3年ほど要してございます。まず、補助29号線の課題であったり、まちを今後持続させていくためにどうしていったらいいかというものを地域の皆さんが自主的に考えてきたところがございます。平成29年度からまちづくり検討委員会というものをこの地域でつくりました。こちら、町会、商店街、並びにまちづくり協議会、そうしたところから代表の方が集まりまして、検討してきたものでございます。また、検討内容につきましては、逐次「お知らせ」という形で地域の皆様にも周知をした上で、ご意見も募ってきたというようなところでございます。そういった積み

重ねを経た形での地区計画となつてございます。

#### ○吉田委員

今、地域のお声というものとして町会、商店街、まちづくり協議会というところを言われて、やはりなかなかそこに参加していない人たちがすごくたくさんいるわけで、その方たちが意見の言い先がなくて生活者ネットワークにいらっしゃるのだらうなということが、今すごくよくわかりました。やはり戸越公園駅周辺のすごい大きな再開発のことで補助29号線については、なかなかなぜこれが今必要なのかということが納得できていない方たちがたくさんいらっしゃるということは申し上げておきたいと思つています。

建築物等の用途の制限の内容を伺うと、風俗特殊営業の建築物はつくらない、にぎわいは維持したい、敷地面積も細分化は、それを言われるとうちの土地も細分化の方向にあるので言いにくいのですが、やはり細密化というものは避けるべきだらうなということ、柵の制限などもすごく理解できるのですが、前提が、この戸越公園駅周辺の大規模な再開発と、道路を通すということであると、防災に関する根拠というものが私もいまいち理解できない。もちろん災害に強いまちづくりということについては当然必要だと思つているのですが、これが直接どのように結びつくのかということが、私の理解不足だと言われればそれまでなのですが、皆さんもここには納得できていないかなと思つております。ぜひもう一度きちんといろいろな人の意見を聞きながら、考え直していただくことが必要かなと生活者ネットワークとしては思つております。

#### ○あくつ委員長

ほかにございますでしょうか。

#### ○松本委員

用途制限のただし書きと敷地最低限度のただし書きを読むと、一応今の現状維持というか、今の住居が建つているようなところで、さらに60㎡未満の土地というようなところであれば、また新たに同じような小さな建物を建てられるというような理解でよろしいでしょうか。

#### ○東野まちづくり立体化担当課長

委員がおっしゃるとおり、現在60㎡未満の住宅につきましては、同様のものが建て替えの際には建てられるというようなものです。

#### ○松本委員

そうすると、防災の観点などからすると、余り大きなものが建つていくという方向ではなくて、小さいものはそのまま残るというところで、これは道路の計画や防災などの観点からすると、ちょっと大丈夫かなというように思つてもするのですが、そのあたりはどうでしょうか。

#### ○東野まちづくり立体化担当課長

こちらの地区につきましては、そのほかに、例えば補助29号線沿道につきましては、7m以上の建物を建てなければいけないとか、耐火建築物を建てなければいけないなどの制限がございますので、そういうところもあわせて、住宅の建て替えの際にはお考えいただくというような形になります。

#### ○あくつ委員長

ほかにございますでしょうか。

#### ○大沢委員

すみません。まちづくりで新たな活性化ができるということですが、別表第2関係のところ、新規追加として、A地区、B地区からD地区もそうでしょうけれども、店舗型風俗特殊営業に制限が



かかっています。非常に判別は難しいと思うのですが、このあたりは店舗型の性風俗営業よりも、むしろ無店舗型を注意、警戒をするべきではないかと思うのですが、その想定はどのようにされているのか教えてください。

#### ○東野まちづくり立体化担当課長

こちら、あくまでも地区計画という中で、建築物に関する制限をかけていくというものになりますので、店舗型について制限をしていくものでございます。無店舗型というところも気をつけなければいけないという部分にはなってくるところでございますので、そういったものにつきましては、警察等との協議をこれからしていく必要があるのではないかと。この地区だけではないと思うのですが、そのように考えてございます。

#### ○石田（秀）委員

何点か教えてください。協議会等で、いろいろ年数をかけられて、このようにやってこられたということであるので、それはそれで評価をします。評価をするのだけれども、幾つかお聞きしたいのは、必ずその協議に皆さんも参加をされて、案的なもの、こういうものでどうですかなどという話をされるのだと思うのです。その考えの中で、これまでもずっとそうなのだけれども、必ず60㎡という数字が出てくるのだと思うのです。それはそれで先ほどのお話もあったように、当初いろいろな話はあったけれども、それはそれでというのは納得をして、しょうがない、そういうことだからということでやっていっているのです、それは業者の方、地域の方も含めて、納得してそうやっていくから、政策的に60㎡でやっていけばいいのではないかとということなのですが、政策的にやっていくのだと、現実問題、今、住宅の部分でも60㎡にしているではないですか。いろいろ地区計画をかけたときに。そう考えたら、50㎡台の例えば建て売りなどは結構ありますよね。こういう部分というものは、地主も含めていろいろ検討されるときに、評価の対象などを考えたときに、地主にとっても選択肢が増えるわけではないですか。特例のように、今60㎡以下はこうだよということもしているのだけれども、この辺の意見を交換し合うスタートのときの話に、確かに細分化という話は必ず出るのですが、現実こうだよということがあらないですか。そういう業者の建て売りなどを見ていて、現実このようなことが多いのではないかと。あれもやはり準防ぐらいはしっかりそのようなことは守ったり、やっているわけではないですか。建物自体は。それが延焼するかということそうでもない。すごく狭く、距離はないとか、いろいろと思われるだろうけれども、それなりの部分のものがあったりすると、やはりこの都計審などでも業者の方から50㎡という選択肢はないのかという質問も出たと思うのですが、その辺の最初のきっかけの話すところの50㎡、60㎡というところをひとつどうお考えなのか。

では、それはいいです、60㎡でいきましょう、今度その地区、例えばここにはないとしても、そこには踏み込まないからいいのだけれども、そうすると、では今度そういうことを踏み込んだときに、3種高度ならともかく、例えば2種高度だとしたら、2種高度の立ち上がりのスタートの高さを変えようという話だってあるわけではないですか。それは、ほかの地域ではそのスタートの高さを変えてくれば、2種高度だって今度土地の価値というものは大分変わってくるわけではないですか。その立ち上がりの部分は。そういうことは多分皆さんよくご存じだろうから、そういうところも踏まえた中で地域に入って行って、そういうことも可能ですよとか、そういう話をしていく。特に木密とか、いろいろこのようなことをしていくというのであれば、私はそれはそれで各地域にそのようなことを、マスタープランも含めていろいろなことかあるのであれば、それはそれで構わないと思うのだけれども、そのスタートの考え方はどこかでしておかないと、ただ今の決まりはこうです、最低限度は60㎡です、立ち

上がりの部分の2種高度の部分はどうですか、3種高度ならこれぐらいいきますとか、そういうものというのは、せっきやく地区計画をやるのであればそこからいけるではないですか。このようなところの考え方というものをどう考えているのかなということを、もしお答えできるならお答えいただきたい。

#### ○高梨木密整備推進課長

木密地域で多く60㎡の最低敷地制限をかけておりますので、全体の話としてお答えをさせていただきますと、基本的には各地区において、この60㎡ありきで、最低敷地面積の制限かけるのだったら60㎡ですというような考え方は、まずしておりません。その地域の現状や皆さんの声、当然もう既に60㎡の制限をかけている地区計画が多くありますので、そこを参考にするということはあるのですけれども、60㎡がスタートでということはずないと。その地域の現状を踏まえて、皆さんでお話し合いの後、かけていっているということがまずあります。

それと政策的に全部木密地域は60㎡の制限をもうけるのだという形で進めているわけではなく、木密地域において幾つもちづくり協議会を立ち上げて話し合いを進めているのですが、ある地域では、この地域は地区計画の制限はなじまない、最低敷地面積を含めてやめようというような結論を出しているような地区も現実的にございます。これからも品川区内のほかの地区のことは当然参考にはするのですけれども、結論ありきでまちづくり協議会の中で議論するようなことでなく、それぞれ、今委員からいただいたアドバイス等も含めて、もう少し詳細のところも皆さんに提示しながら、まちづくりを進めていければいいかなと考えているところでございます。

#### ○鈴木都市計画課長

今、高度斜線のお話もいただきましたので、補足してご説明させていただきますと、やはり町並みをつくっていくのは、今ご質問いただきました最低敷地面積もございしますが、高度斜線、それから地区計画では特に壁面線の後退とあって、道路からさらに50m下がって都市空間をつくっていくという手法もございします。やはり木密地域は非常に2項道路が多いところもございします。狭小な敷地もございします。最低敷地面積をかけて2項道路でセットバックをする。そうすると、一応最低敷地面積はかけるのですけれども、2項道路が加わると非常に小さい敷地になってしまうと。さらに壁面線もかけると、本当に小さい敷地、建物になってしまうということで、そこで道路斜線を外して、あるいは高度斜線を外して絶対高さ的などころを設けて、容積を一定誘導していくという方法もございします。基本的には先行している戸越地区も、ほかの地区も、非常にそのような手法を総合的に活用しながらまちづくりを、良好な住環境を含めて進めているというところでございます。

#### ○石田（秀）委員

ぜひそれで進めてください。いろいろな方法を考えていただいて、先ほど言った、まさに今鈴木課長がおっしゃったように、セットバック、それから高度の部分まで含めると、現実問題としてこれ建つというようなどころがあるではないですか。10mというのもかけていただいてもいいのだけれども、そうすると高度の部分で3種なら大丈夫かもしれないが、2種となるとどうにもならなくなってしまうということが現実問題として出てくるのだらうと思っています。木密のようなどころは2種高度も結構あるわけで、そうするとその2種高度の立ち上がりの部分をどのように変えていくのだということ、別に2種高度は2種高度で構わないので、立ち上げのところのスタートを変えればいだけであるから、そういうことも含めて考えていただきたいなど、これは要望にしておきます。

#### ○あくつ委員長

ほかにございますでしょうか。

ほかにご発言がないようですので、これで質疑を終了いたします。

採決に入ります前に、本件につきまして各党派等の態度を確認いたします。

それでは、自民・無所属・子ども未来からお願いいたします。

**○大沢委員**

賛成です。

**○石田（秀）委員**

賛成です。

**○たけうち委員**

賛成です。

**○安藤委員**

反対です。態度表明させていただきます。生け垣など防災性の向上に資する内容ももちろん含まれていると認識しておりますけれども、やはりこの変更自体が、防災を口実に住民を追い出したり、地域の環境と商店街壊しを進める補助29号線整備を前提としたルールづくりであります。延焼遮断帯の形成といいながら、その効果も見られません。商店街の活性化や日常的な暮らしを支える拠点の形成と掲げながら、商店街を削り取る補助29号線については問題があり、その廃止こそ行政が行うべきことであると思いますので反対です。

**○吉田委員**

意見を言わせていただきます。態度は反対です。この用途の制限の内容については、それぞれところによっては妥当なものであると思いますけれども、やはり戸越公園駅周辺の大きな再開発と、補助29号線ということが前提となっており、それに対しては本当にさまざま地域の方たちの不安の声が生活者ネットワークには届いております。この計画を前提とする、この用途の制限の内容については承知いたしかねるということで反対をいたしたいと思います。

**○松本委員**

賛成です。

**○あくつ委員長**

ありがとうございました。これより第52号議案 品川区地区計画等の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例を採決いたします。

本案は挙手により採決いたします。

本案につきまして、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

**○あくつ委員長**

賛成多数でございます。

よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

以上で本件を終了いたします。

---

(2) 第36号議案 令和元年度品川区一般会計補正予算（歳出 建設委員会所管分）

**○あくつ委員長**

次に、(2)第36号議案 令和元年度品川区一般会計補正予算（歳出 建設委員会所管分）を議題に供します。

本件につきまして、理事者よりご説明願います。

#### ○今井土木管理課長

それでは、第36号議案 令和元年度品川区一般会計補正予算のうち、建設委員会所管分について説明させていただきます。

初めに、第36号議案として既に議案を配付しているところがございますが、歳入はございませんので、12、13ページをご覧ください。

12ページの一番下の表、6款土木費でございます。4項都市計画費、4目公園管理費では3,700万円を追加し、補正後の総額を54億7,309万5,000円とするものでございます。内容はその右、13ページの説明欄にありますとおり、戸越公園内に施設を建設するに当たり、現在の管理詰所の移転が必要なことから、戸越公園仮設管理詰所整備を新規計上するもので、仮設の管理詰所の整備費用として3,200万円と、執務室として活用するため、災害対策ゆたか職員待機寮を内部改修する費用として500万円を計上するものでございます。

議案に伴います資料につきましては、公園課長が説明を申し上げます。

#### ○溝口公園課長

それでは、私から引き続きまして、一般会計補正予算の建設委員会の所管分に関係いたします戸越公園建設施設について、配付させていただいておりますA4判の両面刷り資料に基づき、ご説明をさせていただきます。

先ほどの土木管理課長の説明と重複するところもありますが、戸越公園内に（仮称）品川区立環境学習交流施設および三ツ木保育園仮園舎を建設するに当たり、まず戸越公園内にあります管理詰所を移設する必要があります。そこで各施設の立地や利用開始の時期、または建設スケジュール、そういったものを総合的に調整した結果、今年度内に仮設の管理詰所を整備する必要があることから、その整備費を補正予算として新規計上するものでございます。なお、三ツ木保育園に関しましては、7月2日の文教委員会、また、（仮称）品川区立環境学習交流施設につきましては、明日の当委員会にて、個別にまたご報告があるやに聞いているところでございます。

次に、公園内に建設されます施設と、補正予算に整備費を計上した公園仮設管理詰所の整備概要についてご説明をさせていただきます。資料裏面になりますが、計画配置図もあわせてご覧いただきたいと思っております。

（仮称）品川区立環境学習交流施設につきましては、環境に対する学びへの需要の高まりを受け、環境を体感して学べるものとあわせ、地域交流を促進し、公園利用者のくつろぎの場となる機能を有した施設で、裏面の計画配置図では赤線の枠で囲まれた敷地でございます。現在の管理詰所および隣接する遊戯ゾーンに新たに施設を建設するものでございます。

続きまして、三ツ木保育園の仮園舎につきましては、老朽化に伴う改築工事のために、公園内の広場に保育園の仮園舎を建設するもので、裏面の計画配置図では、オレンジ色の線で囲まれた敷地に仮園舎の建設を計画しているものでございます。

続きまして、公園仮設管理詰所につきましては、区内の公園管理の拠点としている管理詰所機能につきまして、執務室の機能や既存管理詰所の向かい側北側になりますが、計画配置図では緑色の線で囲まれている箇所になります。災害対策ゆたか職員待機寮の一部、また区所有の敷地を使って、駐車場、そういったものを整備するものでございます。

最後になりましたが、表面下段をご覧いただきたいと思っております。

スケジュールでございます。補正予算についてご審議をいただき、補正予算が成立した後になりますが、仮設管理詰所、また（仮称）品川区立環境学習交流施設、三ツ木保育園の仮園舎を含めた全体の整備に関する計画説明会の実施を予定しています。その後、来年、令和2年になりますが、1月から3月で仮設管理詰所や倉庫、駐車場の整備を行いまして、年度かわって管理詰所の引っ越し、その後7月から既設の管理詰所解体、三ツ木保育園仮園舎の建設、令和3年4月になりますが、三ツ木保育園仮園舎の利用開始、また、三ツ木保育園の仮園舎につきましては令和4年度末、令和5年3月までの使用を予定しているものでございます。続いて令和4年4月に、（仮称）品川区立環境学習交流施設の開館を予定しているところでございます。

私からの説明は以上でございます。ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

#### ○あくつ委員長

説明が終わりました。本件に関しまして、ご質疑等がございましたらご発言願ひます。

#### ○安藤委員

すみません。仮設という言葉が出てくるのですが、これは一時的なものになるのでしょうか。環境学習交流施設ができてしまえば、そこに戻るわけにはいかないと思うのですが、その辺をお願いしたいと思います。

#### ○溝口公園課長

今回、まず環境学習交流施設につきましては本設になります。一方、三ツ木保育園につきましては、三ツ木保育園建て替えに合わせて、その間児童を受け入れるための仮設となります。また、公園の管理詰所につきましては、三ツ木保育園仮園舎の解体後になりますが、その後公園の改修を今計画しておりまして、公園の敷地等の有効活用から、それにあわせて、そこに管理事務所を設置したいと考えてございます。今回の仮設管理詰所につきましては、駐車場、倉庫、執務室も含めて、仮設での設置を計画しているものでございます。

#### ○安藤委員

今のご説明ですと、三ツ木保育園の仮設園舎が解体された後に、その辺に管理詰所を建設するという想定でよろしいでしょうか。

#### ○溝口公園課長

すみません。私の説明が悪かったです。时期的なものは保育園仮園舎の撤去後というふうに考えておりますが、実際の管理詰所をどの場所にしていくのかということは、今回、今年度戸越公園全体の整備計画を立てていく中で、検討しながら進めていきたいと考えているところです。

#### ○あくつ委員長

ほかにございますでしょうか。

#### ○吉田委員

すみません。現地を見に行けばよかったですけれども、その余裕がなくて、まず、仮設倉庫、駐車場を整備する区所有地は今どのような状況なのか教えてください。

#### ○溝口公園課長

戸越公園向かい側北側の区所有地ですが、もともとは遺贈物件になっておりまして、現在は更地で管理しているところでございます。

#### ○吉田委員

スケジュールのことを伺ってもいいでしょうか。この議案に直接関わらないかもしれないのですけれ

ども、全体計画説明会が9月に予定されておりますが、それは全体なので、ここで初めてこの環境学習交流施設や、三ツ木保育園の仮設園舎が建てられるよということが説明されるという理解でよろしいのでしょうか。

#### ○溝口公園課長

9月に予定されていますのは、委員ご指摘のとおり、今回戸越公園を使って建てられます（仮称）品川区立環境学習交流施設、三ツ木保育園仮園舎、また私どもの公園仮設管理詰所、そのようなものの説明と、今後、公園を整備していきますので、そこまで含めた全体の説明会をしていきたいと考えているところでございます。これまでどのような形でやっていくかということは、町会等ではお話、ご意見等聞きながら進めてきたところでございます。改めて説明会という形で、区民の皆様にお知らせするのはこの9月が初めてのことになるので、そこについてはしっかり計画内容等をご説明しながら進めていきたいと考えているところでございます。

#### ○吉田委員

わかりました。ちょっと私たちとしてもうかつだったなと思うのですけれども、この具体的な内容については議会を通らないと予算も動きませんし、そうだなと思うのですが、この9月になって初めてこれを聞いて、それでもう1月からはいろいろな整備工事が始まるということで、地域の方たちの反応がどうなのかということに危惧しております。生活者ネットワークとしては、この環境学習交流施設などもすごく期待しているところなのですが、ここだと、たしか一部遊具などがあるところにかかっているのかなと思うのです。せっかくの環境学習交流施設ですので、ぜひ地元の方たちにも理解していただいて、歓迎される形で開設に至ったらいいなと思っております。今年の9月に説明会ということなのですが、今7月だから、あと8月、9月の2ヵ月ですか、なるべく早く情報が地元の方たちに行くように要望したいと思っておりますけれども、少しでも時期を早めるとか、そういう可能性があったら教えてください。

#### ○溝口公園課長

まず、9月の全体計画説明会でございます。この後各所管において、それぞれの施設のご報告、計画の中身の熟慮、そういったものも含めて、この時期に全体計画説明会をしたいということで考えているところでございます。なかなか、会場の都合等もありますので、早くやるということは難しいとは思いますが、できる限り広報などの周知期間、そういったものはとりながら、この説明会に臨みたいと考えているものでございます。

#### ○吉田委員

念を押す形で本当に申しわけないのですが、ここにたしか遊具があったと思うのです。ぜひ一刻でも早くというか、なるべく早く情報を提供していただいて、丁寧に説明していただきたいなと思っております。これは要望です。

#### ○あくつ委員長

ほかにございますでしょうか。

#### ○たけうち委員

先ほど安藤委員の質疑のところ、この仮設管理詰所の仮設が終わって戻る場所は、まだ、一応未定ということでもいいのですか。三ツ木保育園仮設園舎の場所も1つの考えでしょうし、関連して、先ほどあった区民の方からの遺贈された場所と、今のゆたか職員寮のところにも、このゆたか保育園とか、児童センターとか、図書館とか、かなり区有施設がまとまって配置されていますので、場合によってはその中のどこかに入るということもあるのかどうかということ。それから、地元のほうからもいろいろ要

望等も、直接この戸越公園とは関係ないですけれども、仮設が入る詰所の近辺のところについて、ご要望もあるのかなと思うのですが、その辺も今後は一応検討しながら、仮設管理詰所というものは検討していくということによろしいですか。

#### ○溝口公園課長

まず公園管理詰所でございます。これはあくまでも仮設になります。また本設につきましては、三ツ木保育園仮園舎のある場所、それから、戸越公園、また隣には文庫の森もありますので、そういったところも含めて、公園の管理詰所としてのその後の運用も含めてになると思いますが、どのように設置したら一番適したものになるのか、また、公園利用者により楽しんでもらえる、そういった施設になるのか、そういった観点で今後検討していきたいと考えているところでございます。

あわせて、周りにあります区有地の関係でございます。これにつきましては今後どういう形になるのか、まだはっきり決まっていないというふうには聞いているところではございますが、まずはやはり公園の管理詰所になりますので、公園の施設としてどういう形に、公園の中に入れていくのか、そういったものを検討していきたいと考えているところでございます。

また、さまざま公園に対するご要望や今回区有地を活用した公園仮設管理詰所の建設に当たって、近隣の方からもご要望があると思います。まず仮設なので、そこでできるものについてはしっかり受けとめてやっていきたいと思っておりますし、その先、公園改修の中でできることも出てくると思っております。そういったものをしっかり受けとめながら、最終的には戸越公園をいい公園にしていきたいと考えておりますので、利用者の声を聞きながら、また今後の計画や設計、整備、そういったものに反映させていきたいと考えているところでございます。

#### ○たけうち委員

わかりました。ぜひ地域の意見もいろいろ聞きながらやっていただきたいということと、最後要望ですけれども、この工事をされる期間、かなり大型の車両等も通ると思います。小学校も隣接していますし、近くでこの間死亡事故がありましたから、ぜひ交通事故等に気をつけていただいて工事を進めていただきたい。よろしくお願いします。

#### ○松本委員

今回、本予算ではなくて補正で上がってきた理由についてお伺いできればと思います。

#### ○溝口公園課長

資料の裏面をご覧くださいと思います。

(仮設)品川区立環境学習交流施設、または三ツ木保育園仮園舎という公園内を使つての施設建築、または仮設の建築物という形になりますので、極力ふだんの公園利用者にご迷惑をおかけしないような形をとらなければいけないという中で、当初であればやはり当初予算として計上していくべきところではございましたが、そういったなかなか敷地が決まらないところ、また、私どもの公園施設である管理詰所を公園外に出さなければいけないということもありましたので、できることならやはり公園の中に全てをおさめた形でやっていくのがベストなので、そういった調整、また今後の建築スケジュール、それぞれの開館時期や利用開始時期が決まってきましたので、それに合わせて逆に追っていくと、やはり年度内に、仮設の公園管理詰所を新たにつくって、次年度からはもうすぐに、解体工事などはありますが、それぞれの建設に入らないと間に合わないという部分がありましたので、今回やむなく補正予算という形で新規計上させていただいたものでございます。

#### ○あくつ委員長

ほかにございますでしょうか。

ほかにご発言がないようですので、これで質疑を終了いたします。

採決に入ります前に、本件につきまして各会派等の態度を確認いたします。

それでは、自民・無所属・子ども未来からお願いいたします。

**○大沢委員**

賛成です。

**○石田（秀）委員**

賛成です。

**○たけうち委員**

賛成です。

**○安藤委員**

賛成です。少し意見を言います。環境学習交流施設を建設するための移設ですので賛成です。ただ、この予算の審査には直接関係ないのですが、三ツ木保育園の老朽化に伴う改築は必要ですが、改築と同時に民営化はすべきではないという意見を述べさせていただきたいと思います。

**○吉田委員**

賛成します。

**○松本委員**

賛成です。

**○あくつ委員長**

これより、第36号議案 令和元年度品川区一般会計補正予算（歳出 建設委員会所管分）を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○あくつ委員長**

ご異議なしと認めます。

よって、本案は全会一致で原案のとおり可決いたしました。

以上で本件および議案審査を終了いたします。

---

**2 請願・陳情審査**

(1) 令和元年陳情第8号 細街路拡幅整備事業における拡幅整備不備に関する陳情

**○あくつ委員長**

次に、予定表2の請願・陳情審査を行います。

初めに、(1)令和元年陳情第8号 細街路拡幅整備事業における拡幅整備不備に関する陳情を議題に供します。

本件は初めての審査になりますので、まず書記に朗読させます。

〔書記朗読〕

**○あくつ委員長**

朗読が終わりました。



それでは、本件につきまして、理事者よりご説明願います。

#### ○長尾建築課長

それでは、令和元年陳情第8号 細街路拡幅整備事業における拡幅整備不備に関する陳情に関連しまして、品川区の細街路拡幅整備に関する取り組みについて説明いたします。

配付資料をご覧ください。

初めに、1の事業の概要についてです。幅員が4m未満である細街路沿いで建築物を建てる際は、道路中心線から水平距離2mの位置を道路境界線とみなし、敷地を後退させなければなりません。資料のイラスト図でいいますと、濃いグレーで着色されているのが細街路の現況部分、黄色で着色されているのが敷地を後退させなければならない部分です。後退部分は道路とみなされ、建物や塀をつくることはできません。これらは建築基準法上の義務規定であり、建築確認の審査や検査を通じてチェックされます。細街路沿いで建て替えが進むと、最終的には幅員が4mの道路空間が形成されることとなります。しかし、建築基準法では敷地の後退部分をどのように整備するかまでは具体的に規定されておらず、L型溝の移設や現況の道路部分と一体的に使えるような路面の舗装など、公道の仕様とは異なる整備がなされることがあります。また、建築基準法上では、立ち木などの撤去、移設に関する規定はなく、道路拡幅後ももとの位置に残り、通行上の支障が解消されないことがあります。そこで、良好な住環境の確保や安全で快適なまちづくりを誘導するため、品川区では細街路拡幅整備要綱に基づき、申請者と区による後退線位置の確認、区による公道に準じた仕様での拡幅整備の実施、後退部分にある立ち木の移設などに必要な費用の一部助成、後退用地の寄付に対する奨励金交付といった誘導策を実施し、防災面や交通面でより望ましい形で細街路が整備されることを促進しております。

次に、2の細街路の現状と拡幅整備実績をご覧ください。

細街路の両側延長は約335km、区内道路の約3割を占めております。昭和63年7月の事業開始以降、これまでの拡幅整備実績は、平成30年度末時点で約104kmとなっております。下の表は、直近5年間の事業実績ですが、後退用地の状況がわかる資料として、事務事業概要にも記載しております。

一方、後退部分に建物や塀の突出が見られる場合は、現地確認や所有者へのヒアリングなどを行い、違反が確認されれば是正にかかわる助言指導を行っています。一番下の表は、道路内の建築制限にかかわる直近5年間の違反是正指導実績で、事務事業概要にも記載しております。なお、プランターや自転車といった支障物については、個別に法の趣旨、セットバックの目的を説明しながら、敷地内での対応を指導しております。L型溝の後退がまだであれば、区による拡幅工事の実施もあわせて案内して、所有者の了解のもと、L型溝の移設も行っております。

以上のように、建築基準法に基づく義務規定と細街路拡幅整備要綱に基づく誘導策などにより、細街路の解消をこれまで促進してまいりました。引き続き、細街路の解消に向けて努めてまいりたいと考えております。

#### ○あくつ委員長

説明が終わりました。

これより質疑を行います。ご発言願います。

#### ○安藤委員

立ち木の例が1つ出ましたけれども、いわゆる既存不適格ではなくて、細街路拡幅整備を行った後の後退用地が要綱どおり整備されないというケースはどのようなものがあるのか、またよくあることなのか伺いたいと思います。

それと、資料の一番下に違反是正指導の実績の数が示されていますけれども、区内の後退用地の現状の全体像について、区の把握しているところを教えてくださいたいと思います。また、区は、違反是正指導実績の件数について、どのような把握の仕方を現状しているのか伺いたいと思います。

#### ○あくつ委員長

傍聴人に申し上げます。携帯電話の電源はお切りになるか、鳴らないような設定をくれぐれもよろしくお願いいたします。

#### ○長尾建築課長

まず立ち木につきましては、建築基準法上で建築物としては取り扱っておりません。要綱の中で立ち木の撤去や除去、移設などを行う場合には助成金をお支払いして、立ち木についても拡幅の後退用地部分にあるものを、どけていただけるように誘導策を実施しております。

細街路拡幅整備要綱に基づく後退用地の整備につきましては、建築の建て替え等において建築確認申請が出されます。その際には必ず細街路の、ここが後退範囲ですねという確認を建主の方と行う協議という手順を踏んでおります。その中で拡幅範囲をお互いに確認し、あわせてそのタイミングで、区としても道路整備をさせていただくようなところをお願いし、要綱にのっとった、公道に準じたような道路整備というところが実施されるように誘導しているところとなっております。

あと建築基準法に基づく違反の実績の把握の仕方というところですが、建築基準法の違反につきましては、見た目だけで判断できるものとはなっておりませんので、そういった疑いがあるという連絡なり、通報なりが建築課に入った場合は現地確認を行う、所有者に状況をお伺いする、また建築確認の状況などを把握し、その中で違反の把握を常に行っているところです。

あとセットバック後の状況をどのように、記録しているのかというところですが、区のほうでは拡幅に関する状況を測量図等に起こしまして、記録をしております。

#### ○安藤委員

立ち木の件はわかりましたけれども、例えば塀も結構あると思いますが、建て替わり細街路拡幅整備を行ったはずなのですが塀が残るといったようなケースというものは、なぜそういうことが発生するのかということと、またよくあることなのかということも伺いたいと思います。結構あると思いますが。

それと、今回陳情の中にも区に請願をしましたということが書いてあります。このケースというよりも、こうした相談、請願を受けた場合というのは、区はどのような対応をとられているのか、もう少し伺いたいと思います。そして相談があった場合に、それが法令や要綱に違反していた場合の対応についても伺いたいと思います。

#### ○長尾建築課長

細街路の拡幅部分に塀が残るといった状況についてですが、建築基準法が昭和25年に制定されて、その中で道路として4mの幅を確保していくために、後退部分についてのセットバックの義務であるとか、塀について築造してはならないといったような制限がかかってくるようになっております。昭和の初期といいますか、昭和の時代には建築確認の手続を経ずに建物を建てたり、塀を立てたりといった事例もあったようです。また、建築確認の手続はしているのですが、最後の検査を受けていなかった例というものも多かったような状況もございます。そういった法の中で定められた手続がなされていない時期については、どうしても塀の突出というところについて解消されていない場合があるようでした。平成に入りまして、今の段階ではもう建築確認の手続というものはほぼという

か、100%履行されているような状況ですので、そういった塀の突出というところは、基本的にはないというような状況です。

こういった塀の突出などがあった場合の区への対応についてですけれども、そういった疑いがあるというようなご連絡を建築課のほうで受けた場合は、先ほどもお伝えしたように現地確認や、所有者の方に状況をお伺いするといったことを行い、まず状況の確認をいたします。塀が出ている場合であっても、既存不適格である場合とか、必ずしも違反とも限りませんので、そういった状況をまず確認してから違反是正に向けた指導という形になります。また、お問い合わせいただいた方に対して、その状況といったものはお伝えはしておりません。塀の所有者の方に対して、建築課のほうから状況の確認、あと違反是正の指導といったところを行うようにしております。

#### ○安藤委員

やはりいろいろなケースと申しますか、状況というものがさまざまあるのかなと思ひまして、昔はそういう建築確認という手続等のやりとりが今ほどされていなかったというような話もありましたけれども、そういったケースもあるでしょうし、ただそういった時代でないときでも、結構塀が出たり、あと木の問題などというものは、確かに誘導策ですから義務ではないわけですから、さまざまなその人の思いがあったり、あるいは私道であれば、私道の持ち主にも、いろいろな思いもあったりとか、本当にさまざまなケースがあるのかなと思います。ただ、平成に入ったら基本的にはないと。そのようなことはないのではないかなと。それはちょっと認識がどうなのかなというか、実際に結構あるのではないかということを私は思うのですけれども、その辺はちょっとどんなものなのか、そのあたりはお伺いしたいと思ひます。

最後に陳情に杉並区での条例改正の例が紹介されておりますが、どのようなものなのでしょう。また、その効果はどのように出ているのでしょうか。品川区では何らかの要綱や条例の改正の考えというものは、区はあるのかどうか伺います。

#### ○長尾建築課長

塀の突出につきましては、区内全域をリアルタイムで確認をしているわけではございませんので、そういった場合もあるかもしれません。ただ、実際つくるときは建築確認の手続を経ることとなっておりますので、まずそこで一定フィルターはかかっております。仮に立っていた、築造しているような場合があります。近隣の方などからご連絡いただきましたら、ここはそういうものをつくってはいけないのですよというところを現地のほうで、所有者、建主の方であるとか、施工者の方であるとかに説明をしている状況です。

また、杉並区の条例のお話ですけれども、こちら杉並区では細街路の拡幅整備に関しましては条例で行っておりまして、内容としましては、もともとの改正前の条例は、品川区の拡幅整備要綱とほぼ同じような内容となっております。改正した内容は、拡幅する部分に通行の支障となるような大きなブランターや自動車など、そういった容易に動かしがたいものを置かないようにしましょうということで、それは条例の中で禁止事項として盛り込むというものです。あわせて、支障物件というような書き方がされていますけれども、それについてまず禁止をして、まずは条例に基づいてその支障物件を持っている方、置かれた方に対して、区のほうで指導すると。どけてくださいという指導をします。その指導を続けても効果があらわれない場合は勧告をする、公表するといった行政手続を進めていって、その後退部分の支障物件の撤去というところに対しての対応をしていくような改正を行っております。また、条例を改正してまだ3年たっていないような状況ではあるのですけれども、支障物件に関しての設置という

ところは、新しく建て替えが進んでいるところについては、後退した部分に支障物件が置かれるということとはほぼなくなっているというふうに向っております。

品川区としては、要綱に基づく拡幅整備は、杉並区と同様行っておりまして、また、支障物件と杉並区が言っているものの撤去や移設だったりということにつきましても、個別に法の趣旨やセットバックの目的等をご説明して、建主、所有者の方に通行に支障がないような状態をつくっていただくように助言指導を行っているところです。

#### ○あくつ委員長

ほかにございますでしょうか。

#### ○松本委員

この陳情に、具体的な住所などが挙がっているところがあると思うのですが、これは不備というふうに考えてよろしいのですか。それとも違う見解があれば教えていただけたらと思います。

#### ○長尾建築課長

陳情の中に具体的に例示されている箇所の個別の取り扱いについては、ちょっとこの場でなかなか申し上げにくいのですが、細街路拡幅整備要綱自体はあくまで誘導策であって、後退用地部分に塀を設けないとか、そういった建築基準法の中で定められている事項については、あくまで建築基準法の中で確認申請手続等を行う中で、そういった状況にならないようにしているところです。ですので細街路拡幅整備要綱上の不備というふうには、区としては捉えていないところです。

#### ○あくつ委員長

ほかにございますでしょうか。

#### ○吉田委員

資料の一番下の表の違反是正指導実績について、先ほどご報告いただきましたけれども、この実績は指導した実績なのでしょうか。それとも指導の結果、実際にきちんと是正してくださった実績なのでしょうか。そこを教えてください。

#### ○長尾建築課長

こちらにつきましては是正まで至ったものではなく、あくまで指導した実績という形になっております。なかなかその建築物にかかわる部分の是正につきましては、すぐに対応できるものとできないものといういろいろございますので、違反是正がすぐになされないようなものにつきましては、継続的に所有者にアプローチをして、その後の違反の是正状況などを確認しながら、継続的に区としても取り組んでいるところです。

#### ○吉田委員

そうしましたら、例えばプランターなどだったら比較的容易に撤去していただけたらと思うのですが、この指導実績の内、是正に至った数もきちんと把握しておられるのでしょうか。

#### ○長尾建築課長

プランターにつきましては建築物としては取り扱っていないので、この是正指導の表の中には入ってきません。あと是正が完了したものについては履歴を残しておりますので、完了したものということで確認はできます。あとプランターなど、そういった通行に支障が出てくるような、容易に動かせないものにつきましては、今記録としてはとっておりませんが、事例としては、例えば後退用地部分に駐輪場のラックが置かれていた場合などで、所有者の方に対して継続的にアプローチをして、そのラックを撤去していただく、あとその後退部分のL型溝が下がっていなかったもので、それもあわせて区のほうで

整備させていただくというようなどころをお願いして、それで拡幅が完了したような事例もございました。そういったところを区内で地道に行っているところでは。

#### ○あくつ委員長

ほかにございますでしょうか。

#### ○たけうち委員

先ほどの松本委員と少しかぶるかもしれないのですが、この方が理由に挙げられているご自分の他のお住まいの地域の3つの事例について、この方は要旨の中で後退用地が要綱どおりに整備されておらずという理由から多分この3つの事例を挙げていただいていると思うのですが、そうするとこの要綱どおりに整備されていないということではないという理解でよろしいですか。

#### ○長尾建築課長

細街路拡幅整備要綱の中には、拡幅整備というものが定義されておりまして、用地を舗装することであつたり、敷地側の境界を明確にすることというようなことが挙げられております。また、当然建築基準法の中でも書かれている、後退部分に支障となるものを置かないところというのは、拡幅整備として挙げられております。ただ、先ほども少しお話しさせていただきましたが、整備する内容自体はあくまでも任意で行っていくところ、例えばアスファルトで舗装するのか、コンクリートでたたきを打つのか、もしくはL型溝はそのままにして、後退する部分に目地をいれるであるとか、特に区で整備しない場合、自主施工というように呼んでおりますが、その場合につきましては、建主側の方の自分の土地の中での整備ということで、いわゆるL型溝を移設してアスファルト舗装をするということを選択されない場合もございます。そういったものを要綱上の整備ができていないというふうに捉えられなくもないのですが、要綱はあくまでこういう形が望ましいということで明示した上で、それに協力してくれる場合は助成金もお支払いしながら、区では施工させていただきながらというところで、望ましい形での道路整備というところに誘導しているような状況です。

#### ○たけうち委員

少しわかりづらいのですが、裏面に、6年前にこの方請願を出して、その後も建築課に対していろいろ改善を求めてとなっていて、恐らく建築課で随時いろいろと対応されていると思うのですが、もしここに書いているとおりに要綱どおりになっていないのだということであれば、私はこれは考えなければいけないところだと思うのです。この陳情に出されている立ち木については先ほどあったとおりに、建築物ではないので要綱としては当てはまらないのだなどということがあって、そういう部分とか、あとほかの2点でコンクリートで囲まれているというところも、実際にこれはどうなのかなと、もし可能な範囲でわかれば教えていただきたい。

#### ○長尾建築課長

現地の例示されているところにつきましては、その塀の存在自体は実際確認できますので、できる状態ではあります。それが細街路拡幅整備要綱の中で、制限がかかっている内容かといいますと、細街路拡幅整備要綱自体で制限はかけていないと。制限をかけているのは建築基準法の法律のほうでかかっています。適切な道路として整備していくための誘導策として設けているのが細街路拡幅整備要綱となります。

#### ○中村都市環境部長

建築課長の補足をさせていただきます。塀が残っていたり、立ち木があつたりというところにつきましては、これは本来建築基準法という法律に基づいてセットバックをして更地にしていただくと。そこ

の更地になった部分を要綱に基づいて舗装整備をするということで、原則セットバックについてはあくまで法に基づいてとなっております。それで先ほど建築課長が申し上げました、セットバックへ要綱によって誘導すると申し上げましたのは、これは法律に基づいてセットバックした後に舗装させていただきますよという、その舗装の約束をさせていただくことでございます。あくまで法に基づく後退を指導しているということになります。ですので、ここで後退整備の不備という概念はなくて、法律に基づいてセットバックをしていただいていると、そういう表現が正しいということになります。ですので、この塀が残っていたりするのは、法律に基づくセットバックがなされていない。また、立ち木につきましては、法に立ち木についてはセットバックしなければいけないというものがありませんので、これは逆に言うと法の表現されていない部分について立ち木が残っているということになりまして、法律の不備とは申しませんが、指導がしにくい部分であると考えております。

#### ○あくつ委員長

ほかはよろしいですか。

#### ○松本委員

今の確認なのですが、結局このセットバックというものは、建て替えのときなどに行うかと思うのですが、それが事実上やられていないというふうなことがあるというように理解でよろしいのでしょうか。それであれば、ちょっとしようがない部分もあるのかなと理解いたします。

#### ○長尾建築課長

昭和の時代に特に多かったようなのですが、建築確認の手続を経ずに建ててしまった事例もあると。それによって本来下がるべきセットバックがなされないまま、現在に至っているという事例がございます。そういった状況もありましたので、昭和63年に細街路拡幅整備要綱を設けて、適切にセットバックがなされるような状況をつくっていかうというふうにし、細街路拡幅整備というものを進めているところです。

#### ○あくつ委員長

ほかにございますでしょうか。

#### ○大沢委員

たけうち委員とかぶりますけれども、何も変わりませんでした、何も変化しないまま現在に至りますと陳情者はこのような表現をされているのですが、これについて建築課としての取り組みは何をされたのですか。教えてくださいということが1つです。

それともう一つ、要旨の最後に「その上で議会と建築課が一体となって後退用地の改善を図るようにしていただきたい」という文章がありますけれども、先ほど来の部長のお話の中でも、法律に基づいて後退用地の改善を図る部分で、多少改善を図る対象が違っていると思うのですが、その説明、2点お願いします。

#### ○長尾建築課長

まず陳情の中に記載されている、何も変わらないというところの部分についてなのですが、余り個別の詳細なところについてはお伝えしかねるのですが、その近隣の方と所有者の方でのお話し合いのやりとりを指して請願というふうにも書いておりますけれども、当初は立ち木のお話が、やはり近隣の方からするとちょっと困っているというか、どうにかならないかというようなところでお話がスタートしておりました。それを受けまして、所有者の方としましても、できる範囲でのその立ち木の剪定でありますとか、撤去というお話ではないのですが、通行に支障がないようにというところで

配慮されての剪定のお話ですとかを、所有者の方としても行っている状況というふうには把握しております。何もやっていないということではございません。

あと陳情の要旨というところに書かれている、「議会と建築課が一体となって」というところですが、細街路の後退につきましては、建築基準法にのっとり建築課が建築確認等の手続の中でしっかりとチェックをしていく話ですので、こちらについては引き続き建築課が行っていくことと考えております。また、あわせて基準法上の中で義務づけはされていない部分につきましては、今要綱の中で誘導策としていろいろ行っておりますので、そういったところから今後ともしっかりとやっていくように、また支障物と呼ばれるような容易に動かしがたいものにつきましても、近隣の方からのお声がありましたら、細街路の拡幅についての趣旨を説明して、あわせて解消できるように努めていきたいと考えております。

#### ○あくつ委員長

ほかにございますでしょうか。

#### ○高橋（伸）副委員長

ご説明どうもありがとうございました。この細街路拡幅整備事業は、防災上の観点からもやらなければいけない取り組みだと思っております。その中で、関係資料の2番目の細街路の現状と拡幅整備実績の助成のところでは、平成26年度が102件、平成30年度が6件ですね。その件数が前年度だと26件あって220万7,000円余、一方、平成30年度は6件で94万3,000円余なので減少したのかなと思うのです。この助成件数が増えたか、減らしたかということはいろいろな意味合いがあると思うのですが、助成が、昨年、平成30年度は6件にとどまったのかどうか、教えてください。

#### ○長尾建築課長

細街路拡幅に伴う助成の件数の変化についてなのですが、こちら耐震化の支援事業の中で、木造の建物の除却助成がスタートしたり、あとまた不燃化特区の中での建物の除却がスタートしたりと、二十五、六年度あたりからいろいろな支援制度が増えてきました。例えば耐震化の事業の中でも、建物除却のお話でいいますと、その建物と道路に突出した部分の塀等を除却することもあわせて行っているというようなところもありますので、ある意味細街路拡幅整備要綱の中でこれまで対応してきたものが、いろいろなほかの事業の中で実行されているため、実際は件数が減少しているような状況になっているということと捉えております。

#### ○あくつ委員長

ほかにございませんか。

#### ○石田（秀）委員

何点か伺いたいのですが、これは法律を超える部分なので、なかなか要綱で法律を超えるのは非常に難しいのかと思っております。どこかで法改正をと先ほども言っていたけれども、そういう動きをかけないと、難しいのかなと思っております。先日結構セットバックが進んだ地域があって、セットバックが進んだのだけれども、その中の1軒が、やはり今度土地をお売りになると。そこは今度業者が建て売りのようにするのだけれども、駐車場を設けると。もう普通に緊急車両が入れるというぐらい、セットバックで入り口がずっとできているのだけれども、そこに車を入れるといっても全部私道だから、その地権者の方に全部判こをもらわなくてはいけないということになって、それは現実問題ちょっと無理があったのです。それが十何軒もあったから。そういうことが現実起きていると、ではなぜセットバック

クして整備したにもかかわらず、その中の方がその道路を使えないのだということになってしまって、それは今、建てることも可能なわけですよ、入り口の方が今私道で。何かあったときは通しますよと。そういうことというものが、区で大変ご努力をされているいろいろやっていたらっしゃるのだろうけれども、現実問題はそういうことが起きてくるのであれば、例えばそこはもう道路として整備しなくてはならないとか、何か法の中でそういうものをやるしかないのかなといつも思っているのですが、そういうところの動きのような、もちろん我々もそれをやらなくてはいけないのかもしれないけれども、もっと上にそのようなことをやってくれとお願いしなければならないのもあるのでしょうか、皆さんのほうからもそういう動きのようなものはあるのでしょうか。

#### ○長尾建築課長

先ほどご紹介させていただいた杉並区の条例の改正の中でも、途中の段階で私道の細街路に関しての整備を公道に準じた形で整備するということを義務づけるということが検討されておりました。ただ、学識経験者等も入った審議会や、あとパブリックコメントなどを経て、最終的には条例の中で私有財産である私道についての整備の仕方までを義務づけるということは、今の時点では少し早過ぎるのではないかというような経緯があり、実際の改正条例の中には盛り込まれていない状況があります。品川区としても、こういった他自治体の取り組みにつきましては、今後引き続き動向を確認しながら、より効果的な整備というところにつながるような取り組みについて検討していきたいとは考えております。

#### ○あくつ委員長

ほかにご発言がないようですので、これで質疑を終了いたします。

それでは、令和元年陳情第8号の取り扱いについて、ご意見を伺いたいと思います。陳情を継続にする、あるいは結論を出す、どちらかご発言願います。また、結論を出すのであれば、その結論についてもあわせてご発言ください。

それでは、自民党・無所属・子ども未来からお願いします。

#### ○大沢委員

結論を出してください。不採択でお願いします。

#### ○石田（秀）委員

結論を出すでお願いします。結論としては不採択で、これは我々自戒も含めて、今の時点でこれは不採択ですけれども、法改正の部分まで含めて、どこかで議論は必要かなと少しは思っていますが、この陳情自体は不採択でお願いします。

#### ○たけうち委員

結論を出すで、結論は不採択です。この方の言っていたらっしゃる後退用地の改善という部分では本当にそのとおりだと思うのですが、今、石田秀男委員もおっしゃいましたけれども、やはり、この理由にされている部分のものを今の要綱、法律でどうこうできるということはなかなか難しいものがありますので、現段階では不採択です。

#### ○安藤委員

本日結論を出すで、趣旨採択でお願いしたいのですけれども、細街路拡幅整備事業における後退用地の個々の具体的なケースにおいての経過や事情というものは、本当にさまざまだと思います。そうであるならその改善というものは強制的にやるべきではないと考えています。一方で細街路拡幅整備は必要な事業なので、個々のケースにおいて、先ほど答弁もありましたけれども、粘り強く住民への働きかけをさらにやっていく必要がございますし、あと区内の後退用地の現状についても、全体像についてはあ



る程度わかりやすく議会や区民に知らせることなど、さらなる努力を求めていきたいという思いから、趣旨採択とさせていただきます。

#### ○吉田委員

生活者ネットワークとしても、趣旨採択を主張したいと思います。確かに法の整備などということが必要であり、この要綱を根拠にしていらっしゃるということが、このたびのこの陳情についてはずれているのではないかとすることも理解できます。ただ、地域でも私たちがいただくご意見でも、これは結構多いのです。両方あって、近隣がきちんとこれを後退をしていないということに対して直接的な迷惑をしている方と、それからご自身はきちんと法にのっかって後退をしたにもかかわらず、みんなが守っていないということに対して不満があるという方と、二通りご意見をいただきます。いろいろこの内容については少し認識が違っているようなところもありますけれども、直接に求めていらっしゃることは、こういう状況について議会や皆が共有できるような形で、全体として改善を図るようにしてほしいということで、そこに具体的に強制的にしろとか、そのようなことは盛り込まれておりませんので、この要旨については十分理解できると思いますので、趣旨採択を主張したいと思います。

#### ○松本委員

本日結論を出すで、結論は不採択でお願いします。ほかの委員の方々おっしゃられているように、趣旨としては理解できる部分もあるのですけれども、やはり昭和の時代からの背景とか、あるいは現在の法律、整備要綱との関係、そして実際に住んでいらっしゃる住民との関係でも、いろいろと難しいところがありますので、今回は不採択ということでお願いします。

#### ○あくつ委員長

それでは、陳情第8号については、結論を出すとのご意見でまとまったようでございますので、そのような取り扱いでよろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

#### ○あくつ委員長

それでは、陳情第8号は本日結論を出すことに決定いたしました。

先ほどそれぞれの委員のご意見を伺いましたので、陳情第8号につきましては、挙手による採決を行います。

令和元年陳情第8号 細街路拡幅整備事業における拡幅整備不備に関する陳情を採決いたします。  
お諮りいたします。

本件を趣旨採択とすることに賛成の方は、挙手願います。

〔賛成者挙手〕

#### ○あくつ委員長

賛成者少数でございます。

よって、本件は不採択と決定いたしました。

---

(2) 令和元年陳情第16号 ホテル生息地の保全に関する陳情

#### ○あくつ委員長

次に、(2)令和元年陳情第16号 ホテル生息地の保全に関する陳情を議題に供します。

本件は初めての審査になりますので、まず書記に朗読させます。

〔書記朗読〕

## ○あくつ委員長

朗読が終わりました。

それでは、本件につきまして、理事者よりご説明願います。

## ○小林環境課長

私からは本陳情に関連しまして、生態系保全に関する取組み等について、お手持ちの資料に沿って説明いたします。

初めに、1の区でのホタルに関わる行事についてですが、所管で把握しているものとしまして、義務教育学校で実施しております2行事についてご説明いたします。

1つ目は品川学園で、学校がホタルの幼虫を購入し、それらを生徒が飼育をして、成虫まで生育させるという事業、また、2点目は八潮学園で、PTAの方がホタルの成虫を校庭に放し、6月の金曜日と土曜日に観察会を実施するものでございます。

これら2つの行事ともに、自然との触れ合いから生物の大切さを学ぶことを目的として実施しているものと聞いているところでございます。

次に、2の生態系保全についてですが、国と区の実施している主な取組みについてご紹介いたします。

生態系の保全につきましては、ホタルだけではなく、広くさまざまな生態系について実施をしているところでございます。まず、(1)の国の取組みについてですが、計画期間を平成24年から令和2年までとした生物多様性国家戦略として、生態系の保全等を将来にわたって維持していくことを目的に策定したものでございます。本計画は生態系に関する最上位計画でありますので、広くさまざまな施策が示されているところでございますが、主に生物の住環境となる森林や河川の保全活動、また、在来種を脅かす外来種への対策なども施策で示されたところでございます。また、国は絶滅のおそれがある生物をリスト化し、レッドリストとして取りまとめております。最新版であるレッドリスト2019では、ホタル4種を含む合計約5,700種が登録されているところでございます。

次に、(2)の区の取組みについてですが、区としても人と生物とのかかわりを持つことは大切なことであることから、環境にかかわる基本施策を示しました品川区環境基本計画において、基本目標の1つとして自然環境を掲げ、生き物が健全に生息できる環境の確保に努めているところでございます。これらとあわせ、区では先ほど国の計画で説明をいたしました外来種に対しても広く取組みを実施しております。例えば、ヒアリ、アカカミアリ等においては、区民の皆様などから疑いのおそれがあると問い合わせがあった場合、初動対応として簡易的な判別業務、疑いが高い場合には薬剤等による防除、防除後のモニタリングなどを行っております。また、ハクビシンやアライグマにつきましては、家屋等に箱わなを設置し、捕獲をする取組みを行っております。あわせて、これらの取組みにつきましては、品川区だけの取組みでは限界があり、効果的に事業を推進していく必要があることから、都と連携を図り、例えばチラシ等を用いた情報発信等を行っております。

区といたしましては、広く生態系の保全に関する取組みは、現在実施している事業を中心に引き続き行っていく考えでございます。先ほど申し上げました取組み事例に加えまして、今回ご紹介しておりますが、環境情報活動センターにおきます講座などの定期的な開催などを通じまして、それらの大切さを伝えてまいりたいと考えているところでございます。

## ○あくつ委員長

説明が終わりました。

これより質疑を行います。ご発言願います。

**○安藤委員**

品川学園と八潮学園で行っている行事における、ホタルの産地や入手経路というものはどうなっているのか、わかればお伺いしたいということが1点です。お願いします。

**○小林環境課長**

入手経路の件で品川学園と八潮学園の件でございますが、まず品川学園につきましては、これは学校のほうに問い合わせたところ、養殖のヘイケボタルを毎年購入しているというところでございます。それから八潮学園につきましては、これPTAの方が取組みとして行っているところでございます。具体的なところを申し上げますと、八潮団地の区民の方がベランダで飼育をしているといったものを放しているところでございます。

**○安藤委員**

養殖業者から購入されているという話もありましたけれども、例えばその養殖業者から購入しているホタルでも、その親や祖先がどこからのものなのかということはわかるものなのか伺いたいと思います。

**○小林環境課長**

今ご指摘ございました、その先祖というか、そういったところのご質問ではございますが、そこまでは我々のほうでは把握しているところではございませんけれども、業者のほうの経歴等を見ますと、長きの間、この養殖事業は行っているというところとあわせて、その養殖に至るまでさまざまな試行錯誤をして養殖にまでこぎつけたというところでございます。そういうところになりますと、先祖のルーツというところはなかなかビシッとお示しすることは難しいのではないのかなと考えているところがございます。

**○あくつ委員長**

ほかにございますでしょうか。

**○吉田委員**

今、養殖のホタルだということが、問い合わせの結果、おわかりになったということは、今現在そのようなことは表示していないと理解してよろしいでしょうか。

**○小林環境課長**

表示についてでございますが、特に、養殖物を使っていますという表示について、改めて何か表示するものではないというふうに捉えてございます。

**○あくつ委員長**

ほかにございますでしょうか。よろしいですか。

ほかにご発言がないようですので、これで質疑を終了いたします。

それでは、令和元年陳情第16号の取り扱いについて、ご意見を伺いたいと思います。陳情を継続にする、あるいは結論を出す、どちらかご発言願います。また、結論を出すのであれば、その結論についてもあわせてご発言ください。

それでは、自民・無所属・子ども未来からお願いいたします。

**○大沢委員**

本日結論を出してください。不採択をお願いします。

**○石田（秀）委員**

結論を出してください。我々も不採択をお願いします。

### ○たけうち委員

結論を出すで、不採択をお願いします。

### ○安藤委員

結論を出すで、趣旨採択です。ホテルをはじめ、自然環境やその保全に関心を持ってもらうことに資する1つの方法ではありますが、実際になかなか実行するといえますか、産地を確認することは簡単ではないという状況もありますので、趣旨採択ということをお願いします。

### ○吉田委員

生活者ネットワークとしては、採択を主張したいと思います。こういういろいろなことに対しての産地や入手経路を明確にするということは、生活者ネットワークの基本的な考え方の1つです。私たちとしても少しかつだったなと思うのですが、このホテルということに関しては、その辺の認識を今まで持っていなくて、今確認させていただいたのですけれども、やはり生産地というのがふさわしいかどうかわかりません。特に野生のものに関しては、そこで何が起きているかということも含めて、その自然を愛する心というものを品川区内でも育む必要があると思います。ぜひ、このようなことを機会に、入手経路の表示は容易にできると思います。養殖であるなら養殖であるというだけでも結構だと思います。このような考え方というものは、これからのいろいろな環境問題の取り組み、プラスチックのことも問題になっていますけれども、では紙に切り替えたら、その紙はどこかの森林伐採によってつくられている紙だったら、それは環境にいいのかという問題、これからいろいろ発生してくると思います。基本的な考え方として、これは区民に対して啓発をすることは非常に意義があると思いますので、採択を主張したいと思います。

### ○松本委員

結論を出すで、不採択をお願いします。

### ○あくつ委員長

それでは、陳情第16号については、結論を出すのご意見でまとまったようでございますので、そのような取り扱いでよろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

### ○あくつ委員長

それでは、陳情第16号は本日結論を出すことに決定いたしました。

各党派のご意見をいただきましたが、採択と趣旨採択、また不採択に分かれておりますけれども、採決は一度しか諮ることができませんので、特に採択と趣旨採択に関しまして、どちらかを諮ることになります。もう一度お二人のご意見をお伺いしたいと思うのですが、いかがでしょうか。

では共産党から。

### ○安藤委員

どちらかということであれば、不採択にするべき内容ではないので、採択で構いません。

### ○あくつ委員長

先ほどそれぞれの委員からのご意見、また、共産党のご意見も改めて伺いましたので、陳情第16号につきまして、挙手により採決を行います。

令和元年陳情第16号 ホテル生息地の保全に関する陳情を採決いたします。

お諮りいたします。

本件を採択とすることに賛成の方は、挙手願います。

[賛成者挙手]

○あくつ委員長

賛成者少数でございます。

よって、本件は不採択と決定いたしました。

---

(3) 令和元年陳情第17号 羽田増便による新飛行ルートの「教室型説明会」を引き続き開催することに関する陳情

3 報告事項

(1) 羽田空港機能強化（案）に関連する動きについて

○あくつ委員長

次に、(3)令和元年陳情第17号 羽田増便による新飛行ルートの「教室型説明会」を引き続き開催することに関する陳情を議題に供します。

また、本陳情に関連する内容であることから、報告事項(1)羽田空港機能強化（案）に関連する動きについても、あわせて聴取いたします。

それでは、陳情第17号は初めての審査になりますので、まず書記に朗読させます。

[書記朗読]

○あくつ委員長

朗読が終わりました。

それでは理事者より、両件に関するご説明を願います。

○鈴木都市計画課長

それでは私から、報告事項および陳情第17号に関連しまして、羽田空港機能強化（案）に関連する動きについて、ご報告いたします。お手元の配付資料、A4、1枚の資料をご覧ください。

まず初めに、教室型説明会の実施状況についてでございます。国の計画であります羽田空港の機能強化（案）について、区民の皆様にご存知いただき、理解を深めていただく目的で、他区に先駆け、昨年12月20日の大井第一地域センター管内での実施から、区内13地域センター管内全て、区内全域での地域説明会が記載のとおり実施され、延べ約900名の参加がございました。その中でさまざまな声、中でも多くの区民の方からの不安の声が寄せられたというところでございます。

続きまして、2番の防音工事助成対象施設の調査結果についてでございます。本年1月の当委員会において、国による調査の実施についてご説明させていただきましたが、今回国より、その調査結果について説明がございました。対象用途は学校、病院、保育園、福祉施設等で、区内27施設において、現地での建物の遮音性や空調設備の設置状況の確認と、施設の使用状況についてヒアリングが行われ、24施設、内訳といたしましては区有施設が8施設、民間施設16施設が防音工事助成対象となっているものでございます。

対象となる工事の内容についてですが、各施設とも窓サッシ等については既に防音タイプとなっており、外壁に設置されている換気口に一般的なタイプが設置されているため、それを防音型のベントキャップに交換する工事が対象となるものでございます。また、この換気口の工事を行う場合に、同室に取りつけてあるエアコンに不具合がある場合に、その交換費用も助成の対象となるものでございます。

最後に、羽田空港機能強化（案）について、区長が記載の日時において、国土交通省航空局長と面談し、要望を行っております。面談による要望につきましては、昨年の11月においても実施しており、

教室型説明会の実施などについて要望し、今回13地域での説明会が実施されております。この13地域が終了したこの機会に、再度要望を行ったものでございまして、要望事項としましては、地域説明会においての依然として多い区民からの不安の声を踏まえ、落下物対策や騒音環境の軽減に向けたさらなる取り組みについて、今後の継続した区民への周知、説明の実施を強く求めたものでございます。国からは、記載のとおり、今後の継続した区民への説明の実施等について回答があったものでございます。

簡単ではございますが、私からは以上でございます。

#### ○あくつ委員長

説明が終わりました。

これより質疑を行います。ご発言願います。

#### ○安藤委員

ただいまの説明のところから少しお伺いしたいのですが、まず2番目の防音工事のところですけども、前回調査対象だということで27施設挙げられましたが、今回助成対象から外された3施設の中で区有施設があれば、その名前を教えてくださいということと、また、その理由を教えてくださいと思います。

それで、あと工事の内容ですが、今エアコン設置そのものと、二重サッシの工事の内容がなかったような気がするのですが、その辺はどうだったか教えてください。

それと、説明会が13回行われて、それを受けて17日という話でしたけれども、この説明会の目的ですね。ちょっとそれだけではわからないということで、面談はどちらから申し出たのか、その目的についてももう少しお伺いしたいと思いますことと、国の回答が紹介されましたけれども、結局のところ教室型説明会をやるという回答なのでしょうか。その辺を伺いたいと思います。

#### ○鈴木都市計画課長

防音工事については、前回当委員会のほうでもご報告させていただきましたが、対象施設27施設、助成対象24施設、対象外となりました3施設でございますが、区有施設でございます。1つが鮫浜小学校でございます。鮫浜小学校は今改築の計画もございまして、その中で調査対象から外れたというところでございます。それから浜川中学校、東海中学校、この2校につきましても、基本的には施設の防音工事の対象となる、ならないにつきましては、強度・頻度といいまして、強度は音の大きさ、頻度はその音が来る回数ですか、回数が要因となるということで、両中学校につきましても、今国が打ち出しております、飛行を計画している午後3時から7時の間の4時間につきましても、すまいるスクール等の、ある意味授業が行われていないというところで、対象から外れたというところでございます。

それからエアコン、空調設備とサッシにつきましても、今報告を受けている詳細の中身について、民間のほうの報告、これは民間のものでありますから、受けてございません。公共施設でいきますと、各施設とも空調設備が整っていて、それから防音サッシ等も基準の防音サッシが取りついているというところで対象とならない、既についているというところでございます。ただ空調につきましても、基本的には先ほどご説明した換気口と一緒にする場合で、現状で不具合があるような場合のやり替えについても助成対象となるというところでございます。

それから最後の区長の国土交通省への面談でございます。やはり当初、昨年11月に地域への丁寧な説明を含め、口頭で要望を行って来て、13地域が今回終了しました。その中でもやはり区民の声、非常に不安の声が大きかったというところで、その不安払拭に向けた取り組みをさらに進めていただきたいというところでの要望を行ったところでございます。

それに対する国の回答としまして、丁寧な説明のところまでのご質問、教室型を本当にやっていただけるのかというところにつきましては、その場で教室型説明会をやりましょうというところの回答はございませんでした。ただ、これは以前から、13地区終わる前から国のほうには重ねて申し込んでいる、この場でも申し込んでいるところがございますが、やはり教室型説明会を含めた、さまざまな手法を活用した丁寧な説明を行っていただきたいということで、結果としてこういう回答になってございますけれども、具体的な中身につきましては、今後さらに詰めていきたいと考えてございます。

#### ○安藤委員

防音工事のほうは非常に、何というのでしょうか、本当にささやかなといいますか、これ幾らぐらい合計で、事業費用としてかかるのですか。その額は大体幾らなのかということを示していただきたいです。

それと、不安払拭を進めていただきたいということで、13地域センターの説明会が終わったので改めて行ったということですが、これ今まで言っていることと何ら変わらないということで、何というのでしょうか、やった意味はあるのですかという内容なのです。このまま受け取ってしまうと。今まで言ったことをまた繰り返しているだけということ、これただ行きましたよ、何か不安を伝えましたよという、言葉は悪いですが、パフォーマンスにしかすぎないような内容にとどまっているのではないかと思います。ですから、ここに書いていることだけだったら、私は何ら従来の対応を変えていないと思うのですけれども、前回国と直接面談をしたときから、今回の直接面談の間には13地域センターでの説明会もありました。それ以外に、3月末に区議会で全会一致で決議が採択されているわけではないのですか。そして一般質問でも、共産党はそのことを伺いましたが、なぜこの場で区議会決議のことを触れないのでしょうか。この区長の発言の内容、決議の中身について発言はないし、これはなぜなのか伺いたいと思います。

#### ○鈴木都市計画課長

まず防音工事の金額でございますが、今回概算工事費等についても国のほうから示されてございます。工事の概算で示された中身につきましては、足場の数ですとか、その換気口がついている階数によって、当然ながら足場をどれだけ多くしなければいけない等で、金額はその辺で大分上限があるのかなというところで、金額的には何百万のものもあれば、何千万、一千何百万というところの概算工事費の提示がございました。これを実際やるとなれば、当然ながら区のほうでよく精査をして、算定をしていかなければいけないというものでございます。

それから、今要望についてパフォーマンスのようなお話もいただきましたが、前回、これは一貫して区が国のほうに求めてきた内容でございますけれども、やはり区民不安の大もととは落下物と騒音環境、それから、やはりこの計画自体をよく知って理解していただいて、しっかり説明をしていただくということで、これはかねてから区のほうが続けて行ってきた内容でございます。実際昨年11月、なかなか実現しなかった教室型説明会も、区長が国土交通省に出向いて直接要望して、13地域、他区に先駆けて実施していただくということになってございます。今回この13地区での説明会が終わりましたが、やはりこれで終わりではなく、しっかり継続したものを、国のほうも双方向の対話ということを経験の中でもうたっていますが、それをしっかり実現していただけるように要望を行ったものでございます。

#### ○安藤委員

全く質問に答えていないと思うのですけれども、区議会決議を踏まえた発言をしてほしいと一般質問でも質問させていただきましたが、決議は重く受けとめているという発言、ご答弁もありました。しかし、区長面談、この出てきた資料を見ますと、従来の内容を超えるものではないし、決議の内容について

て発言がないということで、なぜなのかということを知ったので、ぜひしっかりとお答えいただきたい。これは全然決議を重く受けとめているということには、私は見えませんが、いかがでしょうか。

#### ○鈴木都市計画課長

当然ながら、品川区議会の全会一致の決議につきましては、国のほうも当然承知しておりまして、私どものほうでも、さまざまな機会でその内容についてはお伝えしてございます。その全会一致の決議の内容が落下物、騒音対策に対する区民の不安、区民への周知不足という理由からというところもございましたので、こうした内容をしっかり受けとめて、区長のほうも現地でこれに沿った、あるいは区として従前から求めてきた内容をさらに強く、その場で求めたものでございます。

#### ○安藤委員

決議の内容、その前半の部分も、それは大事かもしれませんが、今回の決議の大事なところというのは、実は後半部分だと私は思っています、この新ルートは品川区の上を通る新ルートを容認することはできないと。議会がはっきり容認できないと言った上で、品川区の上空を飛行しないルートの再考を強く求めるということをやっているわけです。ですから、その部分が大事な部分だと私は思うのです。決議の評価について何うと、この間といっても今回の一般質問からですが、そういう決議のその部分に関する認識といいますか、受けとめが出てこないのですけれども、その辺をなぜ伝えなかったのですか。それは区議会の決議というものを理解していないか、あるいは重く受けとめていないと言わざるを得ないと私は思うのですけれども、いかがか。これは1点です。

それと、直接区長が国土交通省と面談しているということが、この委員会資料で明らかになったわけですけれども、何というのでしょうか、先日の一般質問で区からこの決議を受けとめて発言をしてほしいという質問に対して、こういう発言が出たわけです。都心を飛ぶ現飛行ルート案を固定化しないよう、早急な検討を強く求めたいと答弁がありましたけれども、この面談資料には、その固定化云々というものの話が、一切発言が出ていないのですが、そういった話はこの17日の交渉の場でも発言しなかったのか、そこもあわせてお伺いします。

#### ○鈴木都市計画課長

全会一致の決議の区としての受けとめ方につきましては、さきの定例会の本会議の答弁の中でも、都市環境部長のほうからご答弁させていただきましたが、非常に区としても重く受けとめているというものでございます。

当日区長のほうが、その場にて現飛行計画（案）のルートの再考を求めるというような発言というのは、発言した内容は、この資料にお示ししているとおりでございますので、そうした発言はしてございませんが、議会のほうでもご答弁差し上げたとおりで、今後区としても13地域の説明会が終わって不安の声が非常に大きい、区議会のほうでも全会一致で決議がされた内容がございます。そうしたところを踏まえて、今後、本会議の中でもご質問ありましたが、連絡会等が開かれた場合は、やはりそうした現飛行ルート案を固定化することがないような取り組みということをしっかり発言していきたいということは今考えて、検討しているところでございます。

#### ○安藤委員

発言内容は資料のとおりということなので、決議の話も直接的には発言をしていないということですし、固定化云々という話もしていないというご答弁でした。であるならば、私は決議のことを言わなかったということは大変遺憾ですし、その部分を受けとめていただきたかったし、こういう機会があるのであれば、ぜひ重く受けとめているという言葉が真実であるのであれば、その場で発言すべきだっ



たと言いたいと思います。

その固定化云々というものを、今度連絡会を開かれるときに表明していきたいというお話ですけれども、固定化しないよう早急な検討を強く求めるということはどういうことなのでしょう。まずは新ルートで一旦飛ぶことは認めますが、その後には不断に見直してほしい、見直ししなさいということ品川区がこの時点で国に求めていくように聞こえるのですけれども、いかがでしょうか。

#### ○鈴木都市計画課長

さきの定例会での、固定化せずにというところの表現、内容についてでございますけれども、これは現行の新飛行ルート案を区として容認した上で、その先は固定化しないでくださいといった趣旨ではございません。今回区の求めに応じて13地域で地域説明会が開催されたわけですが、この新ルート案に対する区民の声はやはり非常に大きいということで、区としても区民不安の払拭には至っていないという意味では、区議会の全会一致の決議と同様な認識でございます。そうした意味で、今後も落下物、騒音環境、あるいは地域の説明をしっかりと求めていくと、こうした認識はこれまでと区の今後の求めていくべきは、この内容だということ、姿勢には変わりはありません。ただ、やはりこうした区民の不安の声が大きい中で、現行ルート案に対する取り組みだけをしっかりと求めていくということではなくて、都心上空を飛ばない方法についても、さらにといいますか、同時にいいますか、こうした検討をしっかりとさせていただきたいという趣旨でございます。国のほうは、今後航空技術の進展に期待しながら見直しを継続していくということは言っているのですが、やはり航空技術の進展を待つなどということではなくて、しっかりと積極的に一旦取り組みを、検討を、ここは中止するとか、立ちどまるということではなくて、さらに並行しながら、品川区上空、都心上空を飛ばないルート案についても、やはりしっかりと検討していただきたいというところでございます。

#### ○安藤委員

つまり、この固定化しないでということは、今までも求めてきたわけですが、ほかの案を考えてくださいということは、今までも求めてきたと思います。でも国は、この方法しかないのと言って、品川区も余り言わなくなりましたけれども。それでこのタイミングでまた固定化しないでくれということと言うということは、これは従来の意味と変わってくるのではないかと、そのように受けとめるのが普通だと思っております。今の新ルート案と並行して、これが実行される前にほかの案も検討してくださいという意味ではなく、先ほど今後の航空技術の進展という話もありましたけれども、まず一旦飛ぶのはいたし方ないと。しかし、不断に見直しをしてくださいというようにしか私はとれないのではないかと思っておりますけれども、では確認したいのは、そういう意味ではないということ、あくまで何といいたいしょうね、今の時点で飛ぶまでの間に、純粋に今のルート案ではない案も検討してくださいねということを要請していることなのですか。その辺少し確認させてください。

#### ○鈴木都市計画課長

この計画案が国のほうから公表されて以降、基本的には品川区上空を飛ばす計画案が公表されたわけですが、これに対する騒音環境の軽減、さらに落下物防止策、これについてさまざまな機会を捉えて強く求めてきたというところでございます。品川区としては、国策として海外との結びつきを強めて、国際競争力を高めて、地方の都市を活性化していくというこの国策も、目的、意図については一定理解をするということは議会のほうでもご答弁させていただいているわけでございます。その中で出たルート案について、やはり地域の方が一番不安に思うのが落下物、騒音環境でございますから、それに対する取り組みをこれまでしっかりとっていただきたいということが、再三再四求めてきたものでござ

います。

そうした中で13地域の説明会が終わりましたが、やはり区民の方からは不安の声が出て、議会のほうもそうした取り組みの不十分、あるいは区民周知の不十分から、ルートの見直しをしてほしいという全会一致の決議が出たわけでございます。そうした区民不安の声、区議会全会一致を受けて、今回、今後連絡会が開催された場合は、この今示されているルート案に固定化せずに、やはりさまざまな観点で上空を飛行しないルートについても早急に検討していただきたいという趣旨でございます。

#### ○安藤委員

早急に検討していただきたいと。早急にということですか。私は区議会の決議を受けとめていただくということであれば、この固定化しないでくださいという、そういう言い方というのですか、固定化しないように検討してくださいねという言い方に何でなるのかということか、そういう言い方ではなくて、容認できませんと。容認できません、と品川区ははっきり言ってほしいのです。そして品川区の上を飛ばないルートの再考を強く早急に求めていくというようなことを言うべきなのではないですか。なぜそれが固定化しないように早急な検討をとということになっていくのか。私はこれはあらぬメッセージを国に送りかねないし、そのように懸念をしますし、それはいかがかということと、それとストレートに決議の内容をやはり国に伝えるべきだと。つまり容認できない、再考を強く求めていくと。これをしっかりと、区としても国に求めていただきたいと思えますけれども、いかがでしょうか。

#### ○鈴木都市計画課長

この羽田新飛行ルート計画案は国の事業、国策でございます。国の事業でございますので、基本的には国のほうが責任を持って進めていただくということが第一かと思えます。その中で、やはり区民不安が大きい1つが、落下物、騒音、そうしたところが非常に大きいということで、これは区議会の全会一致の決議の中でも理由として述べられているところでございます。これは当初計画案から、区のほうが強く国に求めてきているところでございまして、そうした中では、今後もこの点に関して強く求めていくところでは、区の姿勢に変更はございません。

ただ一方で、そうした声大きいということですから、ただそこで白紙撤回、容認しませんということではございません。これはやはり国の事業で、国がしっかり責任を持って考えていくべきでございますので、ただそうした中でも、繰り返しになりますが、区民不安に向けた取り組みをしていただきながら、やはり上空を飛ばないルート案というものは、国のほうも今後技術の進展等を踏まえながら検討していくと言っていますので、この計画案、固定化して立ちどまって、その先の検討を先にしますよということではなくて、しっかり早急に進めていただきたいと。航空技術の進展ということでございますから、技術の進展を待つのではなくて、いろいろ国としても積極的に取り組んで、安全対策を図りながら、そうしたものがあるのであればちゅうちょなく選択をして、しっかり検討を進めていただきたいと。そういう趣旨でございます。

#### ○あくつ委員長

安藤委員、そろそろまとめていただいていたいいですか。

#### ○安藤委員

これは大変、今の区の立とうとしているスタンスというものは非常に危ういといえますか、私は不十分だし、そして逆に国にゴーサインを出すものになりかねないというような危惧を強く持ちました。白紙撤回、容認しないということだけではないと言いますけれども、そちらを1回でも言ったことがあるのですかという話なのです。言えないという立場なのかと思わざるを得ません。国にはとても言えない

と。だから言わないとは言えませんが、一度も言ってもいないのに、区民の声を受けとめて伝えたこともないにもかかわらず、そういうことを言うだけではないということは、私は詭弁だと思います。ぜひ、まずは品川区議会に出した決議の内容をしっかりと伝えていただきたいし、それをしない限りは、私はやはり区議会の決議を軽視するものだと思います。今後立ちどまって検討すべきだと私は思います。立ちどまって検討すべきではないという話もありましたが、やはりここは今後の技術の進展を待つという状況ではありません。一度飛んだら、その飛んだ後に落下物でどのような事故が起こるかなどとわからないわけです。基本的には、飛ばしたらだめなのです。ですから、今立ちどまって検討すべき時期だと思いますので、品川区は少しぶれ始めていると私は言いたいと思いますが、何かございましたらご答弁を。

#### ○鈴木都市計画課長

繰り返しになりますが、これは国の事業、国策でございまして、国が国の責任においてしっかり対策をとりながら進めていただくという内容かと思えます。そうした中で、品川区がしっかり役割を果たしていくものとするれば、これは当初の計画からお伝えしているとおおり、しっかり区民不安に対する取り組みをとっていただくように要望していくところでございます。

先ほど検討を立ちどまらずにということで、私がご説明したのは、都心上空を飛ばない検討を技術の進展を待たず今後検討をとということでの立ちどまらずにという意味でございまして。今、現行飛行ルート案が出されているからといって、もう都心上空をほかに飛ばない方法がないのかという検討を先送りせずに、しっかりあわせてやっていただきたいという趣旨でお話しさせていただきました。

#### ○あくつ委員長

ほかにございますでしょうか。

#### ○吉田委員

今日の陳情は、教室型説明会を引き続き開催することに関する陳情ということですので、説明会ということに絞って質問したいと思います。

この先日の面談の時間が15分ということで、その15分の中でいろいろ意見は言ってくださって、それで区からこういうことを伝えたということなのですが、その中で今後も区民への丁寧な説明、周知を継続し、実施していただきたいということを伝えていただいた、今の課長のご答弁でも、そのことは伝えたということですが、その中に教室型の説明会を継続してほしいということはおっしゃられたのでしょうか。

それから、都市環境部長も、都市計画課長も、環境課長も、説明会に出ていらっしゃるの、この陳情に書かれている、実施された説明会に対する不満というか、そういうご意見もひしひしと感じていらっしゃると思うのです。その辺のこともきちんと説明した上で要望をされたのかどうか伺いたいと思います。

#### ○鈴木都市計画課長

当日の面談につきましては記載のとおり時間でございまして、非常に調整をしてこの15分程度という時間でございまして、基本的には区のほうからの要望については記載のとおりでございまして。当然ながら教室型説明会については、これはもともと区のほうが強く要望して、他区に先駆けて実施していただいたものでございまして、13地区が一定程度終わったのでこれで終了ということではなくて、今後も継続して行っていただきたいというところは、今回の面談を調整していく中でも事前に国のほうにはしっかり強く求めてきておりますし、その説明会の中での要望、引き続きこうした教室型説明会を

実施していただきたいという声は、当然ながらその場で国の方も聞いておりますし、区のほうでもその会が終わった後、あるいはあらゆる機会を捉えてお話ししていますので、国のほうには教室型説明会を含めたさまざまな手法を活用した周知、説明というものは強く伝わっているというふうに認識してございます。

#### ○吉田委員

それで、この陳情の中にもありますけれども、その説明会の開催について、例えば時間のことが出ています。いつも1時間半でしたよね。その時間というものは国のほうから1時間半程度の開催にしてほしいということなのか、それとも区が会場の都合でそのようにしていらっしゃるのか。

それからマスコミの取材は、一般質問へのご答弁の中でも、区としては取材を制限する理由はないというように考えているということでしたけれども、その辺のことについてもお伝えいただいたのでしょうか。

#### ○鈴木都市計画課長

説明会の開催時間でございますが、やはりこれは一定施設の利用時間というものもあって、国のほうと協議をして決めているというところでございます。基本的に1時間半の中で説明30分、質疑応答1時間ということで、多少時間を超えて説明を受けたりということはしていますが、基本的にはその施設の利用状況、利用時間というものを考慮して設定しているものでございます。それからマスコミにつきましても、これは特に1回目の大井第一地域センター管内で行われるときに、このマスコミについては大分国とは意見を交わして、やはり区としては広く区民の方々に知っていただくために、マスコミを排除しないというか、入れるということは、区としては全然構いませんというところは強くお話ししたのですが、国とするとやはり発言をためらう方もいるということで、こういう方向になってございます。この辺のマスコミについては、これも先ほどの地域説明会の今後の実施とあわせて、やはり区のほうからは継続して何度も求めているものでございます。

#### ○吉田委員

施設の時間が制限されるということはわかりますけれども、それなら前の時間を少し延ばすとか、それから説明会の中身を工夫するなど、質疑の時間を多くとるということは可能だと思います。それで、国のほうもこのような説明会に来ているわけだから、区民の不満の声などは承知しているはずだということですがけれども、私の感覚でいうと、1回目でそれを十分感じたら、2回目以降改善されるものではないかなど。本当に通じているのであれば、工夫されているものではないかと思います。もちろん、そうすると1回目の地域のもが一番不十分になるというようなこともあるかもしれませんが、それは改善の方向であれば別にそれで不満も出ないと思いますし、こうやって、では最初のころの不十分だったところにはもう1回開いてほしいなどという要望も可能だと思います。

地元の理解を前提とするということで、区民の方々が直接自分たちの意見を国に伝える場としては、この教室型の説明会というものは非常に区民の皆さんにとっては1つの機会になると思います。品川区としてはぜひそちらの方向で、今後も発言していただきたいと思います。陳情審査の態度は後で意見とともに言いますけれども、とりあえずそれは要望としてお伝えしておきたいと思います。

#### ○あくつ委員長

ほかにございますでしょうか。よろしいでしょうか。

#### ○安藤委員

今のことで、すみません。

## ○あくつ委員長

それでは、まとめてお願いいたします。

## ○安藤委員

説明会のことについて1点だけお伺いしますが、荏原第三でしたか、どこかの説明会で教室型説明会の議事録の公開についての質問がありました。国はその場で議事録は公開しませんと回答したと記憶しているのです。これは検討中ですと、区も要望していて、国も検討していますという段階だったと思うのですが、そのような回答があったと思うのです。これは余りにひどいのではないかと思います。やはり教室型説明会というものは、参加したくても都合や事情で参加できなかった人ももちろんいますし、参加者も900人を超す方が参加したとはいえ、全体に照らせばまだごく一部ということで、しかもその内容を知るためにマスコミが入るかと思えば、先ほどのように認められていないということです。教室型説明会でどのような質疑が行われたかということを開示することは、これは最低限必要なことだと思うのです。このまま議事録公開がされないまま、連絡会というか、区の一定の意思表示をしないといけない連絡会が開かれた場合、区が求めてきた丁寧な説明がされないまま判断を求められるということになってしまうと思うのです。そういう事態になったとしても、区はしようがないと考えていらっしゃるのか、その辺を少しお伺いしたいと思います。

## ○鈴木都市計画課長

説明会の中での国の議事録に対する回答でございますが、私もその13地域ほとんど出ましたが、理解といいますか、あとは常に国とこの件についてのやりとりとしている中での認識は、議事録の公開はしませんという紋切り調の言い方ではなかったと思います。これはニュースレターや、他区の状況も今教室型の説明会をやっていますので、そうしたところも踏まえて、何らかの形で行っていききたいという認識でございます。そこにやはりどれだけの内容でしっかり出していただけるかというところは、区としても、これはその当日の説明会の様子を参加していただけなかった方に広く知っていただくということは、非常に重要だと区としても思っておりますので、それは国のほうには今後も求めていきたいというところでございます。

## ○安藤委員

ぜひ、これがどういう形なのかということはあるかもしれませんが、本当に何というのでしょうか、追加して開催することとあわせて、ここでどのような質疑が行われたかということも広く共有できるような状況というものをつくられないまま、どんどん計画だけが進んでいるということだけは絶対あってはならないと思いますので、ぜひ実現するよう、もし難しいのであれば、品川区自体がデータをもって公開するとか、区としてやれる最大限の努力をぜひ求めたいと思います。

## ○あくつ委員長

それでは、これで質疑を終了いたします。

令和元年陳情第17号の取り扱いについて、ご意見を伺いたいと思います。陳情を継続にする、あるいは結論を出す、どちらかご発言願います。また、結論を出すのであれば、その結論についてもあわせてご発言ください。それでは、自民・無所属・子ども未来からお願いいたします。

## ○大沢委員

継続にさせていただきたいと思います。意見を述べさせていただきませんが、これは国策である以上、国が責任を持って取り扱う課題である、事案であるということは、先ほど来の理事者の答弁から明らかになっておりますので、その部分を前提に、品川区においても区民の不安払拭に向けた取り組み、不断

の取り組みを続けていただきたい。また、国もさまざまな手法を活用しながら、区民の皆さんの不安払拭に向けた取り組みをさらに続けていくということです。今後の推移を見守る必要が十分にあると思いますので、継続でお願いいたします。

#### ○石田（秀）委員

我々も継続でお願いをいたします。多少意見を言わせていただくと、先ほど来決議の話が出ておりますけれども、今の段階では我々も容認ができないというのは、やはり丁寧な説明という形の中で、いろいろ落下物や騒音など、もちろんルートが出たときも最初に別のルートは考えられないのかということも、我々意見として言わせていただいた。今国策としてやってきている。だから、そこについては、では白紙撤回をしろという感じのことは、我々は言っていないわけで。だけれども、今のこの状況を考えると、とてもではないけれども容認できないということで決議を全会一致でした。また今回も、議長会への要望として、特に我々の会派は決議があったのだから、決議をそのまま活かして議長会でも他区の皆さんに訴えてくれということをお願いさせていただきました。そういうことを考えると、今、この陳情の部分でいうと、先ほど国からも区民への丁寧な説明について今後継続していくと、そういうお答えもあるわけで、我々としても今の段階では容認できないということもきちんとしっかり決議としているのであれば、この陳情については継続でお願いしたいということです。

#### ○たけうち委員

継続でお願いします。

#### ○安藤委員

採択です。やはり説明会の引き続きの開催を求める陳情の内容ですので、これを採択しないという理由が、私には正直わかりません。とりわけ議長会への要望事項として各会派から、先ほど石田秀男委員からの話にもありましたけれども、各会派から、最大会派の自民・無所属・子ども未来も、さらなる説明会の開催を会派として要望を出しました。公明党も、さらなる説明をとということで求めておりました。本陳情は、そういう意味で採択せずに継続をすることというのは理解できません。品川区も継続実施を求めています。国は継続してやるという話もありましたが、教室型説明会をやるとは明言しないわけです。ですから私は、本当に緊迫している中、区と議会が力を合わせて、国に少なくとも教室型説明会開催を求める場面だと思います。最善を尽くすべきだと思いますので、私は今ここで採択をすべきだと主張したいと思います。

#### ○吉田委員

生活者ネットワークとしても、採択で今日結論を出すということで主張したいと思います。この陳情の要旨も、それから理由も、教室型説明会の開催です。教室型説明会をもう少しきちんとやってほしいと、陳情にもありますけれども、あくまで教室型の説明会を引き続き要望してほしいという内容ですので、それについては今、安藤委員からもありましたけれども、皆さん何も反対したり、継続にしたりする理由はないと思います。説明会の中でいろいろ区民が直接国に対する意見を言って、その回答も共有するということが本当に貴重な機会だと思います。そのことについては区も十分認識しておられると思います。ですので、ぜひ教室型説明会の開催ということについての陳情は、採択を強く主張したいと思います。

#### ○松本委員

結論を出すで、採択でお願いします。やはり従前の経緯を見ておきますと、国の対応というものは説明責任というところからはどうなのかというところがありますので、本件はあくまで教室型説明会を引

き続き開催することを求めるというところですから、それは当然のところかなと思いますので、採択ということでお願いしたいと思います。

**○あくつ委員長**

本日のところは継続にするというご意見と、結論を出すというご意見に分かれましたので、この件を挙手により採決いたします。

それでは、陳情第17号を継続とすることに賛成の方は挙手を願います。

[賛成者挙手]

**○あくつ委員長**

賛成者多数につき、継続と決定をいたしました。

それでは、陳情第17号は継続といたします。

会議の運営上、暫時休憩いたします。

○午後0時45分休憩

○午後1時45分再開

**○あくつ委員長**

それでは、建設委員会を再開いたします。

ご案内が遅くなりましたが、本日は12名の傍聴申請がございます。また、その中で1名の方から録音申請が出ておりますので、これを許可いたします。

あわせて、本日、写真撮影の許可申請がございましたので、議題に入る前に、許可するかしないかを判断するため、委員の皆様のご意見をお聞きしたいと思います。

ご参考までに、前例としては、議題に入る前のみ撮影を許可しているということが通例ではございます。

それでは、各会派からご意見をいただきたいと思います。それでは、自民党・無所属・子ども未来からお願いします。

**○大沢委員**

今、委員長おっしゃったように、通例に従っていただければよろしいと思います。

**○石田（秀）委員**

同じでお願いします。

**○たけうち委員**

同じで。

**○安藤委員**

特に冒頭のみに限らず、自由に撮影してもらって構いません。

**○吉田委員**

生活者ネットワークとしても、写真撮影は、冒頭に限らず、していただいて結構だと思います。

**○松本委員**

前例どおりで結構かと思います。

**○あくつ委員長**

議題に入る前のみ写真撮影という、通例どおりとするご意見が多かったので、議題に入る前のみ写真撮影は認めるということにさせていただきたいと思います。

ただ、今、傍聴人の中にいらっしゃるかどうか分からないのですが、間に合っていないのかもしれませんが。

それでは、写真撮影の申請をされた方は、いらっしゃれば、撮影を行ってください。

---

(4) 令和元年陳情第18号 便利なコミュニティバスの運行を求める陳情

(5) 令和元年陳情第21号 八潮団地から気軽に外出できるようコミュニティバスの運行を求める陳情

#### ○あくつ委員長

では、審議に移らせていただきます。

次に、(4)令和元年陳情第18号、便利なコミュニティバスの運行を求める陳情および(5)令和元年陳情第21号、八潮団地から気軽に外出できるようコミュニティバスの運行を求める陳情を一括して議題に供します。

これら2件は関連する内容のため、一括して審査を行い、採決はそれぞれ行います。

両件は初めての審査になりますので、まず、書記に朗読をさせます。

[書記朗読]

#### ○あくつ委員長

朗読が終わりました。

それでは、両件につきまして、理事者よりご説明願います。

#### ○鈴木都市計画課長

それでは、私からは、令和元年陳情第18号および陳情第21号に関連しまして、コミュニティバスの導入検討体制等についてご説明いたします。

お手元の資料をご覧ください。初めに、検討体制についてですが、別紙1をご覧ください。今年度より導入に向けた検討を行ってまいります。検討に当たっては、平成26年に地域交通の現状やあり方について議論いただく場として設置しました地域交通検討会においてご議論いただきながら進めてまいります。

平成26年の設置時の委員は12名でしたが、これに委員を加え、27名の組織にて検討を進めてまいります。追加で加えました委員につきましては、町会長は1名の委員参加でございましたが、今回より品川、大崎、大井、荏原、八潮の5地区から1名ずつ、また、交通管理者の警察署についても、それぞれの地域ごとで加わっていただいております。また、高齢者クラブ、障害者7団体の代表の方とともに、行政側も、記載の部長級を委員として定めてございます。

また、この地域交通検討会とともに、別紙1下段に記載の課長級をメンバーとします庁内の検討組織を設置し、庁内においても議論を深めながら検討を進めてまいります。

続きまして、資料の1枚目にお戻りいただきまして、2の今年度の予定、検討スケジュールについてでございます。今年度は3回の地域交通検討会を、記載の時期ごろに実施を予定してございます。第1回では、区内地域交通の現状と課題などの分析、また、アンケートによる区民移動の実態などについて、また、第2回では、地域公共交通の基本方針素案の作成、導入計画の策定について、第3回では、運行ルート案および事業採算性についてご議論いただきながら検討を進めてまいります。

なお、検討経緯につきましては、当委員会にも適宜ご報告させていただき、ご意見をいただきながら進めてまいります。



## ○あくつ委員長

説明は終わりました。

これより質疑を行います。ご質疑、ご意見等ございましたら、ご発言願います。

## ○安藤委員

まず、今ご説明いただいた資料なのですがすけれども、委員が12名だったのが27名ということで、前は連合町会長が1人だったのを、5地区の連合町会長を入れるということで、一定前進というか、増えてよかったと思います。障害者の団体の会長も入ることなのなのですが、連合町会長はこちらの5地域になっているのですが、必ずしも全部を網羅していないようにも見えないこともないのですが、そこら辺の理由をお伺いしたいというのが1点です。

それと、資料に、区民の移動実態を携帯電話位置情報により把握するとありますけれども、具体的にはどういうことか、もう少し説明いただきたいと思います。

## ○鈴木都市計画課長

検討会の委員、特に町会の方の入っていただく選考でございます。ご指摘のとおり、当初、町会長が1名だけだったのですが、やはりコミュニティバスを検討するに当たっては、いろいろ地域ごとに特性もございますし、そうした意味では、各地域ごとで入っていただきたいということで、区内を5地区、13地区という考え方もあろうかと思いますが、メンバー的に非常に数も多くなりますし、やはり地域の声はアンケート、あるいはそうしたところでしっかり聞きながら進めていくということで、この5地区の町会長に入っているというところでございます。

それから、資料にございます区民の移動実態でございますが、具体的には、携帯会社が所有しております、いわゆるビッグデータと言われているデータを活用するのが1つでございます。このデータは、基本的には、1キロメッシュのところ、携帯会社が持っているデータを取得して、いろいろどこからどこに区内であれば移動しているとか、そうしたところを、年齢も細分化するといろいろ費用がかかってくるのですが、ある程度の年齢も入れながら、その移動実態を把握するという方法が1つと、それから、あわせて、区内3,000世帯の方にアンケートを送付して、これは無作為抽出になりますが、ただ、5地区バランスよく送付しております、そうしたものも踏まえながら、区民の移動実態あるいは意向を把握しているというところでございます。

## ○安藤委員

それと、アンケートの対象も3,000世帯ということで、それも5地区からということですので、ある程度、その地域でのルートを考えているのかという印象なのですが、そういう考えでよろしいのかということをお伺いします。

それと、アンケートのほうなのですが、これはこれまでも要望させていただいたのですがすけれども、区民の行きたい行き先についても把握すべきかと思ひまして、移動実態はビッグデータ等でわかるかもしれませんが、現状で行きたいのだけれども行きづらいという場所とかは、むしろ移動実態の把握によっては把握できないと思っています。また、こうした陳情なども上がっておりますけれども、具体的な地域ニーズの1つかと思ったのですが、アンケートで区民の行きたい行き先についても把握するような内容になっているのか、2点目、お伺いいたします。

あわせて、運行ルート案というのが、3月ごろの第3回に出されることになっておりますけれども、その場でも出されて決定するというスケジュールなのではないでしょうか。このルート案の策定や決定に当たって、できる限り住民の声というのを反映するべきだと考えますけれども、そのさせ方も含めてお伺

いしたいと思います。

#### ○鈴木都市計画課長

町会の方に入っていた5地区、あるいはアンケートで5地区バランスよくという話でございしますが、基本的に既に区としてどこを走らせるのが前提で、何かアンケートを地域ごとで振り分けてとっているということではございません。これからの検討の中で、コミュニティバスをどのルートで走らせたらいいかというところの検討に入りますので、そういう意味では、町会の方、あるいはアンケートを5地区、区内バランスよくとらせていただくというところでございます。

それから、区民アンケートを実施してございますが、今ご質問いただきました、新しいルートができた場合に、どこに行きたいかということもあわせてアンケートは実施しております、このアンケートの結果につきましては、どう取りまとめるかということか、どう分析するかというのは非常に重要かと考えてございます。これは分析の仕方によってはいろいろな見え方が出てきますので、そこはしっかり分析させていただいて、ご議論いただけるように検討会のほうにもご提示しますし、当建設委員会のほうでもしっかりお示しして、ご意見をいただきたいというところでございます。

それから、スケジュールにございます、3月ごろに運行ルート案、事業採算性とございますが、基本的には、導入計画の中で、コミュニティバスの事業コンセプト、導入目的ですとか、ターゲットですとか、あるいは運行ルートの方針、あるいは車両や設備の方針というのをまず考えていきますので、その中で、3月ぐらいにどの辺の地域、あるいはどういったルートというのは、概略でお示ししながらご議論いただくのですが、この場で3月のところで即決定ということでは全くございません。具体的には、令和2年度以降になりますが、運行計画の中で、より具体的に、どこを走らせるかというところの議論に入っていきますので、3月の時点で決定ということではございません。

#### ○安藤委員

確認なのですが、アンケートのほうは、連合町会長が入っている5地域ということにとるというわけではなく、満遍なく区内全域ということではよろしいですか。先ほどの説明では、そういう言葉があったので、そこを確認させてください。

それと、(4)に事業採算性の検討とあるのですけれども、これは赤字ならやらないという意味なのか、伺いたいと思います。

あわせまして、陳情第21号に指摘されているような実態というのは、私もあると思うのです。具体的には、私もそうだと思っているのは、区役所なのです。交通弱者が区役所にアクセスできないという現状が書かれていますけれども、確かに八潮から現状バスが通っていますけれども、仮に大井町に来られたとしても、そこから区役所まで行くのは大変だと感じる方の声がたくさん私も耳に入りますし、そういう現状があると思います。どのようにこの現状を区は考えているのか、解決すべき課題だと考えていらっしゃるのか、伺いたいと思います。

#### ○鈴木都市計画課長

先ほどのご質問の答弁で少しわかりづらいことがあったかもしれませんが、アンケートにつきましては、入っていただいている町会長の5地区にだけかけるのでは当然なく、バランスよく5地区と申しましたのは、荏原地区、大井地区、品川地区、大崎地区、八潮地区、要は、区内全域です。無作為ですから、そのほとんどが荏原地区で抽出するようなことがないように、そうした意味でバランスよくということでお話し申し上げました。

それから、事業採算性につきましては、これは当然、いろいろな事業を進める上で、特にコミュニ

ティバスの導入ですから、例えば、赤字を前提でどんどん検討を進めるということではなく、やはり区民の税金を使ってより効率的、効果的に、乗っていただけるルートを検討するわけですから、当然の視点ということで入れさせていただいているところでございます。

それから、いただいた陳情の中にも出ております区役所へのルートですが、基本的には、区内の、今、民間のバスルートは、さまざまな鉄道駅を経由する形で、特に大井町は品川区の大きな拠点ですので、ここを拠点とする、あるいは経過するルートというのは、既に充実してございます。要は、大井町から役所までは、今、この陳情に、十何分かかりますと書いてございますが、そこをどう捉えて、区内全域から役所に結ぶルートを新たにつくるのか、そうしたところは、やはり品川区内、充実したバスルートを考えると、大井町と役所を結ぶルートに変えて、区内全域から役所まで結ぶルートを考えるかというのは、そこはいろいろご議論していただくところだとは思いますが、区役所も全くルートとして検討に入っていると入っていないとか、これからの検討でございまして、そこはしっかりお示ししながら検討、議論いただきたいというところでございます。

#### ○安藤委員

わかりました。事業採算性のところですけども、もちろん赤字を前提に進めるということで、進めてほしいと言っているわけではないのですが、効率的な事業運営というのは必要なことだと思いますけれども、コミュニティバスというのは、やはり他の営利事業とは違って、区民サービスの基盤、サービスはさまざまなサービスが提供されていますが、それを享受するのに当たって、そこに区民が移動していくという、移動の権利というのですか、それを保障しないと受けられないわけであって、全ての区民サービスの、ある意味、基盤になるものかと思っていまして、そういう移動の権利を保障する観点から考えるべきという福祉の事業としての観点というのは持つべきものではないかと思うのですけれども、そういった採算性というところが言葉として出てくると、そういった観点が薄れてしまうのではないだろうかと思うのです。その点、移動の権利の保障という観点、そこら辺というのは、区としては持ち合わせていらっしゃるのでしょうかというのを聞きたいと思えます。

#### ○鈴木都市計画課長

移動の権利の保障というお話をいただきましたが、基本的には、区内のバス、鉄道を含めた公共交通というのは、非常に他区と比べても充実しているものがございます。そうした意味で、所管としては、まず、しっかりいろいろな形、資料、データをお示ししながらご議論いただきますが、この充実した公共交通ネットワークがあるとはいっても、バス停から遠い地域などもございます。そうしたところ、民間のこうした充実した公共交通を補完する意味で、やはり区のコミュニティバスがあるべきなのかというところは一定考えはございます。

今、委員のほうから、コミュニティバスが移動の権利の全てを保障するようなお話もいただきましたが、これは当然ながら、民間のバス、鉄道を含めて、総合して区内のお住まいの方、あるいは区内で働く方の移動の手段の確保をしていくというところでございますから、区が一番先頭に立ってこの部分をやることによって、例えば民間がそこから撤退するような形というのは、基本的には考え方としては少し違うのかというところでございます。

したがって、区の総合的な大きい地域交通の実態の中で、コミュニティバスがどうあるかというところをしっかりと検討していきたいというところでございます。

#### ○安藤委員

わかりました。民間のバス路線網もありますし、駅も多いということは承知しております、そう

いったところとあわせ持つてということだと思います。結果的に、移動したくてもできないという状況に置かれている交通弱者と言われている方々が少なからずいらっしゃるということで、民間だけでは補完できない、移動の権利が著しく大変になっている地域というのはやはりあるわけで、そういうところでぜひ品川区のコミュニティバスを通して、行政の役割をしっかりと発揮していただく必要があるのかと思ひまして、改めてその辺、またご意見は聞かせていただきます。

#### ○あくつ委員長

ほかにございますでしょうか。

#### ○松本委員

別紙の名簿案のほうですけれども、住民または利用者の代表ということで今お話がありました、町会連合会会長が5名ほど入られているということかと思ひます。これは各地域の住民の方たちの意見を吸い上げるというところだと思うのですが、一方で、町会の加入率、今、品川区内で60%ほど伺っています。あと、やはりこれに入られている、特に幹部の方たちというのは、年齢が比較的高目な方が多いと。そうすると、コミュニティバスを利用する方のターゲットとしては、子育てをされているような方たちというのもいるのではないかと思ひます。そうすると、代表者というところかというと、若干、漏れてくる声もあり得るのかというところで、例えば、1名は公募するということは考えられなかったのかというところを伺えればと思ひます。

#### ○鈴木都市計画課長

冒頭ご説明しましたように、平成26年に設置しました地域交通検討会をベースにまずスタートを切るというところで、今、進めてございます。その中でも、やはり町会長の方、当初お一人でしたので、そこはしっかりバランスをとってというところで、5地区の会長ということでございます。

まさに今委員にご指摘いただいた公募区民の方という考え方も、一方ではあろうかと思ひます。公募区民という形がいいのか、あるいは、今後検討が進んでいって、皆様にお示しできるようなものになったときに、どういう形でそれに対して意見反映ができるかという手法は、これは今年度では終わりではございませんで、今後しっかり検討して進めてまいりたいと思ひます。

#### ○あくつ委員長

ほかにございますでしょうか。

#### ○吉田委員

アンケートのことをまず伺いたいと思ひます。アンケートをこれだけ集めようという数の根拠といひますか、どのように数を考えられたのか。例えば、これぐらいアンケートを配れば、大体いつもの例でいうとこれぐらい答えが返ってくるだろう、そうすれば、区民全体の意見の傾向を一定あらわしているという判断があるかと思ひます。それはどのように考えてアンケートの数を決められたのかということが1つと、それから、中身についてなのですけれども、どこかそういうコンサル関係とかでしょうか、内容についてどのように検討されたのか。

それから、先ほどご答弁にもありましたけれども、これをどうやって分析するかがすごく重要になってきます。その辺の分析する人はどのように考えていらっしゃるのか、伺いたいと思ひます。

それから、今、最後のご答弁の中にもありましたけれども、今後の検討の中で、やはり私もこの名簿を見た範囲では、一番スタートとしてはこういうことなのだろうかと思ひますけれども、既に陳情が2つ出てきているということで、どこに通してほしいというのはものすごくいろいろなご意見がそれぞれあると思ひます。それは区民同士でも、少しほかの人の考え方も共有しながら進めていくという手順

が必要になってくるのではないかというか、ぜひその手順が必要だと考えるのですけれども、その辺、どのようにお考えか、伺いたいと思います。

#### ○鈴木都市計画課長

3,000世帯の抽出ということでございますが、アンケートの内容にもよりますが、回答が返ってくるのはいわゆる3割とか、そうしたところが一般的なところかというところで、より多くの回答をいただいたほうが、当然ながら、実りあるアンケートになってくるわけですが、そこは委託費用、やはり全世帯というわけにはいきませんので、ほかのこれまでの区の事業、私もいろいろ経験してきましたが、3,000世帯というところで、数を決めさせていただきました。

ただ、そこはより多くのということで、3,000世帯に送るものをより効果的にということで、1世帯にそれぞれ2通のアンケートをお配りしてございます。それは、例えば、高齢世帯の方、お父さんあるいは息子さんにもお答えくださいという形で、1世帯1つのアンケートだけではなくて、複数送って、より回答を多くしていただくような工夫は行っているところでございます。

それから、このアンケートの内容につきましては、委託を使って、これもプロポーザルで、ほかの自治体で経験のあるところを選定しまして、そこでいろいろ我々担当のほうと内容を精査して、アンケートを作成してございます。その策定の過程におきましては、お配りしております委員名簿の中に、学識の委員の方も入ってございます。そうした委員の方々に事前に見ていただいて、委員の意見もいただきながら作成をしたというところでございます。

それから、繰り返しになりますが、やはりこれは数字だけを単純にお示しするというのではなく、よりどう分析するかというのが大事になります。これは、やはり先ほどのビッグデータをもとに、今、区内の公共交通の実態と課題等も整理してございますので、そうしたものも総合的に勘案しながら、アンケートの分析の結果をどうするかというのは、これは非常に時間をかけながら、しっかり検討していきたいというのが実情でございます。

それから、今後の進めていく中での区民の方、あるいは地域の方の声の反映の仕方でございます。それは先ほどご答弁申し上げたとおり、どの段階でどういった手法でというところは、場合によっては、この地域でこのルートとなれば、その地域の方々にご意見をいただくということも方法としてあるのかと思っております。最初から最後まで区内全域で区内の方に同じような感じでアンケートをとるのがいいのか、どの段階でより地域の方の個別具体的声を反映していくかというのは、今後しっかり検討していきたいと考えてございます。

#### ○吉田委員

ありがとうございました。今後のアンケートの分析もすごく難しいところで、こうすべきという案も持っていないような状況なのですけれども、その辺は、これまでほかの自治体での実績も踏まえて、しっかりやっていただきたいと思います。

それから、やはり区民の意見というところは、すごく重要だろうと思います。せっかくコミュニティバスを導入すると言っているときに、区民同士がお互いに最終的には自分の思っているところというふうにみんなが思うわけですけれども、なかなか全部そうはいかないとなったときの、お互いの納得度を高めながら進めていくということがすごく重要かと思っております。その場の設定については、ぜひ慎重に行っていただきたい。くれぐれも1個案が出た段階で、その地域の人に意見を聞くとか、そういうことではなくて、候補の段階とか、それでほかの地域の方たちも意見が出せるような、場面の設定なのか、意見を出す仕組みなのか、いろいろ考えられると思いますけれども、それで進めていただきたいと思います。

ます。

最後、これは本当に要望なのですけれども、ほかの自治体でコミュニティバスを導入しているときに、実証実験を行っています。全部ではないかもしれませんが、行っている自治体があって、ある程度の期間を区切って、実証実験をやった結果、事業採算性はともかく、本当に利用する人が多いコミュニティバスの導入を優先すべきではないかというのが、生活者ネットワークの考えというところです。ぜひそのようなことも、検討の決定に至るまでの中では実施していただきたいということをお願いしたいと思います。

#### ○あくつ委員長

ほかにございますでしょうか。

#### ○石田（秀）委員

ぜひお願いしたいことは、アンケートを今やられると。それは分析をされる。これは非常に大切なことだと思っています。各地区から連合町会長が出てくれるということなのですが、先ほど来、意見の抽出の問題があって、アンケートの内容、出し方というものもあるのだろうけれども、一回、連合町会長には、町会長の会議とか、そうしたどこかで、町会というのはいろいろな会を持っているのではないですか。自分の町会の役員会なり、そこには若い青年部もあったり、いろいろあるわけで、そういうところに一回かけてくれというぐらいのことは、この問題をやったほうが良いと思う。非常にこれ、やり出すと、これでも今、八潮と南大井の話があるけれども、話がたくさん出てくる。だけど、その全てを皆さんの言うような形で、ご希望にかなえられるようにできるかといったら、私はそれは現実的ではないと思っています。必ず案は行政側がつくるわけだろうし、発表もするときには、責任を持って、そのときにやはり私はこの交通検討会というのをしっかりつくるわけだから、そこでそれなりのものを出してくるべきだろうと思っています。それは、今言った部分もやってほしい。

それから、もう一つは、路線バスがあるではないですか。路線バスも、これから組みかえてくる。陳情にあるように、26号線ができれば、そこには路線バスが走れるのではないですか、だからということもあるかもしれない。

今度、庁舎の検討も始まるわけですね。庁舎の位置も、例えば、大井町駅の近所から、下神明駅の近所まで一帯でもし考えるのであれば、JR東日本と東急電鉄、庁舎はこれからどこへ行くかわからないでしょう。そうしたら、すぐ駅の近所になるかもしれないわけですね。そういうことも踏まえるとか、いろいろな行政側が持っている情報を、行政側がそういうのをこの委員会の中で提出して、その中で路線を決めていくということをしてほしい。やはり路線バスの組みかえも一つ検討、もちろんするのだろうけれども。その中で、やはり事業採算性はしっかり出してほしいと思うし、何らかの理由が、ここが一番こういう形ですという基準を持っていけば、ここはこういう形になっているのでそこを選びましたと言えるような形にぜひしていただきたいと思いますので、何かコメントがあれば、それだけお聞きしたいと思います。

#### ○鈴木都市計画課長

基本的には地域交通検討会のほうでご議論いただくというご説明をしましたが、そこでいきなりご提示して、そこで限られた時間でいろいろご意見というの、なかなか当然難しいところがあります。やはり地域にかかわること、まさに地域の方でコミュニティバスが要らないですかと聞けば、当然、ないわけで、そこをどう必要性を整理してご議論いただくかというところで、今まさにご提案いただいた、町会長会議であったり、そうした場でお示しをしながら、しっかり検討は進めていきたいというところ

と、26号線のお話もいただきましたが、26号線開通も、令和2年度末ということで、東京都のほうも申しておるところでございます。そうしたことを考えると、ちょうどこのタイミングで検討を行っていくということもございまして、そうした既存路線バスのあり方、ここはバス事業者の方にも入っていただきますので、そこもしっかり検討していきたいと考えてございます。当然ながら、広町の動きも、ご説明した庁内検討会の中で、各関係所管に入っていただきますので、情報共有をしながら、しっかり議論していきたいと思っております。

#### ○石田（秀）委員

ぜひよろしく申し上げます。そのときに、もしよければ、他区で、何でここに通していないのだという部分とか、通しても廃線したとか、いろいろあるではないですか。それは事業採算なのか、どういう形なのかという、いろいろな理由があるではないですか。私が知っている限りでは、江戸川区などというのは、路線バスにかわったわけです。だからやめたのだとか、やっていない区でも、ただやっていないというだけではないと思うのです。そういうこともなるべくわかるように、先ほど来、皆さんも言っているように、品川区は結構、移動手段はいろいろな部分があるわけだから、そういう意味では、他区と比べて、そういう整備がされている地区でもあるということは事実なわけだから、そういうことも含めて、比較できることもぜひやっていただきたいと思っております。そこはお願いだけしておきます。

#### ○あくつ委員長

ほかにございますでしょうか。

#### ○吉田委員

1点だけ。先ほど石田秀男委員が、多分、例示として言われたのだと思うのですけれども、町会の連合会の会議にかけるようにというぐらいまでは言ってほしいということで、例示として言われたのだと思うのですが、あえて念のため、連合会会長だけではなくて、ここには、代表で出ていらっしゃるのだと思うのです。やはりその中で、情報提供と、それから、意見を聞き取るというようなことは、それぞれ進めていっていただきたい。もちろん区民が直接意見を言う場というのも必要ですけれども、こういう組織があるところは、組織の中で手順を踏んで、代表者のご意見だけということではないような進め方、先ほど本当は言いたかったのですけれども、言いそびれたのは、会長たちのご負担も大変だろうというのがあったのですけれども、やはりぜひこの問題に関しては、そういう組織の中での意見と議論の場を設定していただきたい。強制はできないまでも、そういうことをこの中でお伝えいただければと思います。これは要望です。

#### ○あくつ委員長

私から1点。この携帯電話位置情報、ビッグデータによる区民の移動実態の把握というのは新しい取り組みというか、これでどこまでわかるのかというところで、客観性が保てるのか、ただ、個々で移動しているのか、例えば、車で移動しているのかとか、区役所に歩いてきているのかとか、どこまでがわかるのでしょうか。先ほど課長の説明の中で、年齢構成については、これは多少費用がかかるけれども、調べようと思えば調べられるとおっしゃっていましたが、そこについて教えてください。

#### ○鈴木都市計画課長

携帯の位置情報ですので、基本的には、所有の方の性別ですとか、年齢ですとか、通常、携帯電話を登録するときの情報というのは、全て要求というか、取得すればできるというところでございます。年齢も、例えば、10歳刻みですとか、ただ、そこは求める区分によって、それだけ費用がかさんでいくというところがございますので、例えば、65歳以上ですとか、それ以下ですとか、そうしたところ

での情報の把握はできると。ただ、今、お話しいただいたように、どういう移動手段で、あるいは何を目的に、どの施設にというところは、これは携帯の位置情報ですので、そこまでは取得できませんので、区内のどこからどこに多く移動があるという情報は取得できますが、そうした意味では、そこをアンケート調査と一緒に補完というか、重ねながらどういう分析ができるかというところになってくるかと思えます。

#### ○あくつ委員長

ありがとうございます。当委員会にもご報告をいただけるということでしたので、随時報告をいただければと思います。

これで質疑を終了させていただきたいと思えます。

まず、令和元年陳情第18号の取り扱いについて、ご意見を伺いたいと思えます。陳情を継続にする、あるいは結論を出す、どちらかご発言願います。結論を出すのであれば、その結論についてもあわせてご発言ください。

まず、自民党・無所属・子ども未来から願います。

#### ○大沢委員

継続で願います。

#### ○石田（秀）委員

継続で願います。

#### ○たけうち委員

継続で。

#### ○安藤委員

本日結論を出すで、採択を主張したいと思えます。コミュニティバスを運行してくださいという、区も運行を検討していますので、ぜひこれは採択を主張したいと思えます。

#### ○吉田委員

結論を出すということで、私も採択を主張したいと思えます。陳情の内容は、本当にもっともだと思えます。もちろん進めるということですがけれども、進めていくことと、この陳情を採択することは何も矛盾するものではないと思えますので、採択を主張したいと思えます。

#### ○松本委員

継続で願います。

#### ○あくつ委員長

本日のところは、継続にするというご意見と、結論を出すというご意見に分かれましたので、まず、この件を挙手により採決いたします。

それでは、陳情第18号を継続とすることに賛成の方は、挙手を願います。

[賛成者挙手]

#### ○あくつ委員長

賛成者多数につき、継続することと決定をいたしました。

続きまして、次に、令和元年陳情第21号の取り扱いについて、ご意見を伺いたいと思えます。陳情を継続にする、あるいは結論を出す、どちらかご発言願います。結論を出すのであれば、その結論についてもあわせてご発言ください。

自民党・無所属・子ども未来から願います。



○大沢委員

継続でお願いします。

○石田（秀）委員

継続でお願いします。

○たけうち委員

継続で。

○安藤委員

本日結論を出すで、採択を主張したいと思います。必要な課題解決の内容であると思いますし、コミュニティバス導入に向けて今、検討中ですので、採択を主張したいと思います。

○吉田委員

生活者ネットワークも、本日結論を出すということで、趣旨採択を主張したいと思います。理由は、内容について、陳情の趣旨は理解できるのですが、八潮団地からということで、場所を特定しているのが少し気になります。それは、今後、区民も含めた議論の中で決めるべきではないかと。読めば、陳情の中に、運行の対象範囲としていただきますよということなのですが、やはり固有の地名がここで出てきてしまっているということについて、採択はしにくいかと思しますので、趣旨採択を主張したいと思います。

○松本委員

継続でお願いします。

○あくつ委員長

本日のところは、継続にするというご意見と、結論を出すというご意見に分かれましたので、まず、この件を挙手により採決いたします。

それでは、陳情第21号を継続とすることに賛成の方は、挙手を願います。

[賛成者挙手]

○あくつ委員長

ありがとうございます。賛成者多数につき、継続することと決定をいたしました。

---

3 報告事項

(2)専決処分の報告について（報告第17号）

(3)専決処分の報告について（報告第18号）

○あくつ委員長

次に、予定表3、報告事項を聴取いたします。

(2)専決処分の報告について（報告第17号）および(3)専決処分の報告について（報告第18号）は、関連する内容のために、一括議題に供します。

本件につきまして、理事者よりご説明願います。

○工藤品川区清掃事務所長

それでは、事前に送付されております文書に基づきまして、報告第17号および報告第18号につきまして、一括してご報告させていただきます。

最初に、報告第17号になります。本件は、地方自治法第180条第1項の規定による議会の指定議決に基づき、清掃車運行中に起きた雇上清掃車への玉突き事故に伴う和解および損害賠償額の決定につ

いて、平成31年4月5日に専決処分いたしましたので、同条第2項の規定に基づき、議会にご報告するものでございます。

事故の概要でございます。平成30年9月13日、品川区清掃事務所職員が運転する清掃車が、品川区東品川五丁目6番先の区道にて、前方の安全確認を怠り、停車した雇上清掃車に追突し、追突された車が更に前方の雇上清掃車に追突したものでございます。この事故で、雇上清掃者の運転者が腰椎捻挫等を負い、雇上清掃車2台のテールゲート等を破損したものでございます。

本件事故は、区に過失があり、運転者、こちらは最初に追突された車両の運転者でございます。運転者の休業損害、慰謝料、治療費等22万5,022円、また、雇上清掃車両、こちらは同一事業者で2台分の修理費でございます。修理費20万7,159円を損害賠償したものでございます。

相手方につきましては、お手元の書面に記載のとおりでございます。

なお、追突されたはずみで衝突された運転者につきましては、現時点で和解に至ってございませんで、損害額が確定後に、別途報告等を行うものでございます。

次に、報告第18号についてでございます。本件は、地方自治法第180条第1項の規定による議会の指定議決に基づき、庁有車運行中に起きた自転車との接触事故に伴う和解および損害賠償額の決定について、平成31年4月8日に専決処分いたしましたので、同条第2項の規定に基づき、議会にご報告するものでございます。

事故の概要でございます。平成30年10月31日、品川区清掃事務所の職員が、品川区南品川四丁目1番先の区道にて、車から降車するため助手席ドアをあけた際、後方の安全確認を怠り、後方から来た自転車にドアが接触したことから、自転車運転者が転倒し、左膝部挫傷等を負ったものでございます。

本件事故は、区に過失があり、治療費および慰謝料1万8,329円を損害賠償したものでございます。

なお、相手方につきましては、お手元に記載のとおりでございます。

両報告ともに、安全意識の欠如からの事故でございます。このような事故がないよう、一層緊張感を持ち、車両の確実な運行、交通安全につきまして、清掃事務所一体となって取り組んでまいります。

このような事故を起こしまして、大変申しわけございませんでした。

#### ○あくつ委員長

説明が終わりました。

両件に関しまして、ご質疑等がございましたら、ご発言願います。

#### ○安藤委員

ほぼ毎回、議会にこうした清掃車の接触事故というのが報告されており、少し残念であるなど。前回はあつてはならない死亡事故もありました。

事故発生件数の経年変化について伺いたいのですが、清掃車の事故件数は減少傾向にあるのか、増えているのか、もしわかりましたら、ここ数年の年間件数を教えていただければというのが1点です。

もう一つなのですが、注意喚起というか、そういうのが必要だと思いますし、やっていくということだと思いますけれども、なかなかそれだけでも減っていないという現状があるのかと思っております、この間の一連の事故発生の事例から、先ほどのビッグデータではないのですが、ある程度の傾向などをつかんで対策をとる必要もあるのではないかと思います。例えば、どういう状況のときにそういう事故が多いとか、あるいはどういう年齢といいますか、勤続年数なのか、どういう方々がそういう事故を起こす傾向があるのかとか、そのようなことが必要なのではないかと思うのですが、それを

お伺いしたいと思います。

#### ○工藤品川区清掃事務所長

2点、ご質問をいただきました。まず、清掃車両の事故件数、経年変化というところでございます。直営車両につきましては、過去3年で申し上げますと、平成28年度が4件、平成29年度が2件、平成30年度が3件、令和元年度は今現在までございません。このような状況でございます。

また、雇上車両でございます。こちらが、過去3年で平成28年度が5件、平成29年度が4件、平成30年度が8件、令和元年度が1件という状況でございます。

近年の状況としては、このような状況になってございます。

2点目の再発防止等でございます。また、事故を教訓に、どのような取り組みを行っているのかという件でございますけれども、やはり事故が発生しましたら、一番やることは、原因を詳細に究明いたしまして、再発防止につなげるということでございます。そういった意味では、一つ一つの事故をしっかりと分析して、また、直ちに私どもの職員のほうにこの発生状況、なぜ起こったのかという部分を報告して、周知徹底、再発防止を図っているというところでございます。

やはり大きな取り組みといたしましては、日々のことでございます。やはりどれだけ一人ひとりの職員に交通安全という部分を徹底させるかが重要でございますので、日々、毎日、朝礼の中でも交通安全につきまして、今日も私、朝、行ってまいりました。交通安全について、あと、安全作業について、本当に毎日毎日繰り返し、そういった場で意識付けをし、一体となった再発防止がとれるように、今、努めているところでございます。

#### ○安藤委員

本来ならば、ゼロというのが当然というところと厳しいかもしれないのですが、そういうものだと思いますので、再発防止を進めていただきたいのですが、そういう注意喚起とか、あるいは教育、指導というのもあると思いますが、同時に、かなり連日、大変な仕事だということは間違いありませんし、なかなか過密で、時間に追われるような仕事だと思います。その中でミスを出さないというのなかなか大変な状況かとも思われますので、そういった再発防止に当たっては、労働環境ですとか、そういったところも含めてぜひ取り組んでいっていただきたいと思っています。

#### ○あくつ委員長

ほかにございますでしょうか。

#### ○大沢委員

集合住宅が、はっきり言うと、増えているわけですが、その集合住宅の量と、収集される職員の関係性、それは、どのように対応して、どのような話を現場でされているのですか。要は、増やしているのか、集合住宅が増えれば、ものすごく収集されている方の負担は増えるわけで、そのところはどのように対応されているのか。

#### ○工藤品川区清掃事務所長

品川区内、いろいろと新規の集合住宅が今、建っています。大規模な再開発等で、まちの環境も変わっております。そういった中で、収集の考え方、作業員がどのような収集をするかというところでございますけれども、やはり毎年毎年、収集計画というのを年度に立てております。これは、ごみの発生量や、収集形態に合った車をどう近隣の状況を鑑みながら収集するかという計画を立てているところでございます。そういった中で、一番最も基準となっている収集方法としまして、やはりごみの量をもとに、1台当たりの積載量というのが決まっておりますので、そういった部分でしっかりと人員等を配

置する、車を配置しているということでございます。

したがって、ある1カ所で集合住宅等が増えて、ごみの量が増えましても、当然、そのグループがそれ以上の仕事をするということにはなってございませんで、適正な清掃車、適正な業務量の中で仕事が完結するような形で、毎回、毎年作業計画をつくって、事故のないように、しっかりと安全作業ができるようにやっているというのが、区の清掃事務所の現状といたしますか、対応というところになってございます。

#### ○大沢委員

今、計画を聞きましたけれども、いずれにしても、先ほど委員からもありましたが、毎日のことで、かなりのハードワークだと思います。そこら辺のところは、確かに交通の安全に対する啓発は必要なことでありますけれども、それ以前に、オーバーワーク、これは、健康面、体調面、体力面、しっかりと留意しながら、計画自体の中にも組み込んでいただきたいと思うのですけれども、どうですか。

#### ○工藤品川区清掃事務所長

その日によって、清掃事業というのは、曜日によってごみの量が増減します。そういった場合に、いつもいつも一定の量が出ているわけではございませんので、その日によって、計画よりも今日は多く出た、今日は少なかったというところが出てきます。そういう中で、私ども、やはりしっかりと心がけているのは、どんなに量が多くても、確実に作業をするということと、安全運転をしていくというのが一番でございます。そこを基本としまして、あとはしっかりと昼休みの休憩がとれているのかどうか、あと、1日5回から6回、清掃工場を往復するわけでございますけれども、午前中にどれぐらいの時間で収集作業が終わったのか、また、午後、どれぐらいの時間で収集作業全てが終わったのかというのを、一台一台細かく把握しまして、無理のないような作業計画、作業車両を配置して、やっているところでございます。

引き続き、ご指摘ありましたように、やはり職員の安全面、そういった部分も十分配慮しながら、しっかりと取り組んでまいりたいと思っております。

#### ○あくつ委員長

ほかにございますか。

#### ○石田（秀）委員

何点か伺いたいと思います。1つは、雇上業者、多分、23区どこでも足りていないという状況があって、人手の問題もあって、あと、料金の問題もあって、各区、すごく悩んでいると思うのです。必ず議長会でもよく出る話で、多分、区長会でも出ると思うのだけれども、料金を上げてくれないと、このままでは、雇上業者がいなくなってしまうというような話があります。それは大分料金の部分は解決してきたのかと思っているけれども、1つは、人がいないときに、外国人をどのようにというのがあって、それでもしょうがないだろうという話もあったけれども、今、雇上業者の作業員として、外国人というのは結構増えているのか、増えていないのか。ここら辺のところはどう把握されているのか。品川区にもいるのかどうか、私も全くそこは、ごめんなさい、品川区の雇上業者の部分はわからないので、教えていただきたい。それから、各戸収集を品川区はやっているわけです。それだと、やはり台数も増えてくるし、積載量もちろんそうなのだけれども、各戸なのだから、いっぱいになるまで時間がかかるわけですね。それも含めて、各戸収集をやっているというのであれば、台数も他区よりは多いと思っているのだけれども、そこら辺は多いのか、そうでもないのかというのを教えていただきたいと思っております。

### ○工藤品川区清掃事務所長

まず、雇上会社の現状ということでございます。品川区におきましても、燃えるごみ、不燃ごみにつきましては、大体直営が1、雇上会社が3ぐらいで、1対3ぐらいの割合で入ってございます。他区も同様でございまして、23区の清掃事業につきましては、雇上会社と一体となってサービスを実施しているというのが現状でございます。

現在のところ、状況をお聞きしますと、やはり各雇上会社も、人手不足のために、ドライバーや作業員等が極めて集まりにくい状況にあると聞いております。今年度の作業計画、平成31年度の作業計画を、今やっているわけですが、こちらのほうに関しましては、雇上会社の配車というのは、東京二十三区清掃協議会が一括してやっております。その部分でも、私ども品川区で出した必要な車の数、需要数につきましては、全て配置をさせていただいております。他22区につきましても同様であります、極めてなかなか難しい状況だということはお話を聞いているところでございます。

外国人の点でございますけれども、私ども品川区は、雇上業者につきましては、作業員つきというか、車の運転のチャーターのみということでございますので、品川区の実態といたしましては、多分、運転手は、23区同一だと思いますけれども、外国人はいらっしゃらないということでございますが、作業員につきましては、品川区は受け入れておりませんが、場合によっては、しっかりと正規の就労ビザを取得した方は、雇われているという実態があるやに聞いておるところでございます。

### ○石田（秀）委員

台数は。

### ○工藤品川区清掃事務所長

申しわけございませんでした。台数の件でございます。品川区は各戸収集、平成17年から全区展開というふうにやっております。委員ご指摘のとおり、当然、1車当たり、各戸収集という形になりますと、収集時間がかかってきます。そういった意味では、収集車両は他区の車両につきまして、1.数倍多く配車しておりますので、そういった中で適正に業務を行っているところでございます。

### ○石田（秀）委員

先ほど来、ずっと安全運転で気をつけてくださいと、だけれども、現実には各戸収集しているわけで、作業員の方も、おいたり、ずっと走ったりというようなところもあったり、結構いろいろさまざまな場面が、各戸収集だと、ほかの区よりは絶対多いはずで。そこら辺は本当に多分、作業をやられている方は気を使っていらっしゃる部分も非常にあるのだろうけれども、このように出てきてしまうのは致し方ないと我々が思っておかないとだめだと私は思っています。

何でこんなことを言うかという、あまりこういうのが、きっちりやれやれ、ゼロゼロとか、こんなことを言っていると、では、各戸収集はやめろというような話になってしまう。各戸収集をやめたほうが、台数が減るから確率は減るのです。けれど、今、各戸収集している中で区民に各戸収集やめますなどと言えないでしょう。金も多くかかっているのだから。けれど、それはここまでこういうサービスをしてきているときに、では、各戸収集はやめます、それは台数も減らせます、費用も下がります、台数が減るわけだから事故も確率的には減るわけですね。そのほうがいいですなんて、今さら言えますか。こんな言えますかと質問したら、絶対言えないですよ。

だから、きちんとこういうことも大変ご努力されているけれども、こういう結果だということは踏まえないと、やはりそれは、台数もこれぐらい多いのです、だから確率的にも高いです、これはしょうがないことだというぐらいは、どこかで発言ぐらいはしてもいいと私は思います。これはゼロに向かって

一生懸命やるというのは当たり前だけど、それしか言えないわけけれども、だけど、それぐらいのことは少し踏まえてあげないと、これ、多分、やっぺらっぺらの方は本当にかわいそうです。各戸収集のほうが、そういう意味では、確率的には非常に高いのです。そこら辺も踏まえてあげていただきたい。これは要望だけしておきます。

**○あくつ委員長**

ほかにございますでしょうか。

ほかにご意見がないようですので、以上で報告事項を終了いたします。

---

4 その他

**○あくつ委員長**

最後に、予定表4のその他を議題に供します。

まず、今定例会の一般質問に係る所管質問ですが、今定例会で一般質問中、建設委員会にかかわる項目について、所管質問をなさりたい委員がいらっしやいましたら、その基礎となる一般質問の項目とそれに関する質問内容をこの場でお願いいたします。

なお、本会議での質問の繰り返しにならないようお願いいたします。

質問される委員がいらっしやる場合は、明日、この委員会で理事者からご答弁をいただき、申し出た委員以外の方にも、議論に加わっていただくという形で進めていきたいと思っております。

それでは、所管質問がございましたら、ご発言願います。

**○吉田委員**

不適切だったら、ご指摘ください。今のただしこうならないようにというのに当てはまるのかどうか分からないのですが、項目でいうと、松本議員が、一般質問の中の1項目だと思うのです。答弁は中村都市環境部長だったので、この所管かと思ったのですが、未接道ではなかったか。ごめんなさい。質問の内容、中身、一応、言っておいたほうがいいですか。

〔「芹澤議員の第43条ただし書きです。」と呼ぶ者あり〕

失礼しました。では、発言、質問者が違っていましたけれども、中身についてご答弁いただいたのですが、不勉強なものですから、理解できなかったのです。その辺をもう少し図式とかも含めてご説明いただけると、答弁の内容が理解しやすいと思ったのですが、それはだめですか。

**○あくつ委員長**

吉田委員、それは項目はわかりますか。

**○吉田委員**

項目でいうと、空き家の利活用のところでした。

**○あくつ委員長**

何をお聞きしたいかということ。

**○吉田委員**

未接道宅地であっても、こういう条件があれば、それは許可しているような内容、そういう条件が、すみません、不勉強で理解できなかったのですが、図式とかも含めてご説明いただけると、ご答弁の内容が理解できるかと思って、この機会がそれにふさわしいのかも含めて、ぜひお願いします。

**○あくつ委員長**

部長、いかがですか。

○中村都市環境部長

もしわかりにくいというところで、ご説明ということであれば、直接お伺いすることも可能ですし、また、議論の必要があれば、この場にて資料をご用意いたします。

〔「勉強の話だから議論する話ではないよね。」と呼ぶ者あり〕

○あくつ委員長

各委員にもお伺いしたいと思いますけれども、そういうことでよろしいですか。そうしたら、個別にでもよろしいですか。そうさせていただければと思います。

ほかに一般質問の所管質問、ございますでしょうか。

いらっしゃらないようですので、一般質問に係る所管質問について、終了させていただきます。

その他で何かございますか。

ないようですので、以上でその他を終了いたします。

以上で、本日の予定は全て終了いたしました。

明日も午前10時からの開会でございます。

これもちまして、建設委員会を閉会いたします。

○午後2時58分閉会